

全国労働安全衛生センター連絡会議 第5回総会の御案内

108 東京都港区三田3-1-3MKビル3階
TEL(03)5232-0182/FAX(03)5232-0183
全国労働安全衛生センター連絡会議
議長 原田正純
事務局長 古谷杉郎

全国労働安全衛生センター連絡会議の第5回総会を下記のとおり開催いたします。会員の皆様は、御出欠の通知、及び欠席の場合、書面表決又は委任状をよろしくお願いいたします。

記

日時：1994年7月17日(日)15:00～18日(月)12:00

次第：①地域センター活動交流会 7月17日(日)15:00～18:00

②懇親会 18:30～22:30

③議案討議 7月18日(月)09:00～12:00

議案：第1号議案	1993年度活動報告案	1頁
	1 はじめに	1頁
	2 制度・政策	3頁
	3 個別課題	7頁
	4 教育・研究調査	13頁
	5 情報・出版	14頁
	6 国際交流	14頁
	7 組織・財政	15頁
	統計資料	17頁
	労働安全衛生関係日誌	21頁
	「安全センター情報」1993年度目次	29頁
第2号議案	1993年度収支決算案	35頁
第3号議案	1994年度活動方針案	37頁
第4号議案	1994年度収支予算案	40頁
第5号議案	1994年度役員体制案	41頁

宿泊費：1人10,000円(宿泊代と17日夕食・懇親会費、18日朝食代含む)

1993年度活動報告案

1 はじめに

① 労働災害・職業病の発生状況

労働災害の発生件数は、1992年の休業4日以上之死傷災害発生件数が20万人を割る(189,589人)など、長期的には減少傾向がみられるものの、今なお年間70万人以上の労働者が労働災害により被災しています(1992年の労災保険新規受給者数725,637人、後掲「統計資料」—以下同じ—表1)。

1993年の死亡災害は2,245人と前年の2,354人より減少したものの、製造業と陸上貨物運送業では増加しており(表2)、一時に3人以上の労働者が死傷する重大災害は183件と前年の166件を上回っています(表3)。

これらの数字をあげるまでもなく、ずい建設工事や工場における爆発事故、橋梁建設工事における橋げた等の倒壊災害など、社会的に注目を集める重大な災害が跡を絶たない状況にあります。

また、労働省が「労災隠しの排除」について通達し(平成3年12月5日付け基発第687号—「安全センター情報」92年3月号—以下同じ—)、下請業者らの労災隠しの事実を知らず虚偽の統括管理状況報告書を作成するなどして労災隠しを共謀していたゼネコン3社が労働安全衛生法違反で送検される(今年1月・大阪)など、労災隠しの増加も指摘されています。

労働災害の動向の特徴としては、次のようなことがあげられます。

- ① 労働者数30人から49人の規模の事業場における労働災害の発生率が100人以上の規模の事業場の約3倍となっている。
- ② 全産業における4日以上之休業を要する労働災害のうち、機械設備を起因物とするものが約3分の1を占めている。
- ③ 労働災害による死亡者数を事故の型で見ると、交通労働災害、墜落・転落及びはさまれ・巻き込まれで半数以上を占める。
- ④ 4日以上之休業を要する労働災害の被災者に占める50歳以上の割合が約4割となっている。
- ⑤ 建設業においては、4日以上之休業を要する労働災害の約3割、死亡・重大災害の約4割を占めている。
- ⑥ 製造業においては、4日以上之休業を要する労働災害の約3割を占め、食料品製造業、木材・木製品製造業、金属製品製造業等において多発している。
- ⑦ 卸売・小売業及びサービス業においては、4日以上之休業を要する労働災害の約3割、死亡災害の約2割を占めている。

職業病(業務上疾病)の発生件数も、ここ10数年で半減したと言われるものの、事業主が届け出た死傷病報告書に基づく業務上疾病調(表2の各分類項目の上段の数字、1992年は10,842人)、労災保険新規支給決定件数(表2の中段の数字、1992年度は10,162人)のいずれの統計によっても年間1万人を越す被災者の発生をみえています(表2)。

どちらの統計でも、ギックリ腰等の災害性の疾病(業務上の負傷に起因する疾病)が過半を占め、じん肺とその合併症が毎年1,000人を越していることは同じですが、職業がんや過労死等「その他業務に起因することの明らかな疾病」では後者が前者の10倍以上、腰痛・頸肩腕障害等や病原体による疾病でも後者の数字の方が数倍も多くなっています。

これは、事業主からの届出はなくとも、被災者本人または遺族が請求した結果労災保険が支給されているものがそれだけ多いということです。脳・心臓疾患について明らかになっているように(表3)、請求件数のうち認定(労災保険の支給決定)されるのはごくわずかであり、事業主の協力が得られない等により請求にもいたらない件数はさらに多いと思われます。また、事業主が届け出た件数よりも労災保険の支給件数が少ない疾病があることも問題です(業務上の負傷に起因する疾病、物理的因子による疾病、化学物質等による疾病—労災保険の請求手続がなされていないものと思われる)。

腰痛・頸肩腕障害等の身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病が、じん肺等と並び毎年1,000人を越えていること(表2)、職業がんの発生も減少傾向はみせておらず、なかでも石綿による肺がん・中皮腫がトップの座を占めたこと(表4)、細菌、ウイルス等の病原体による疾病がそれまでの年間100人台から1992年度に一挙に424人に増加していること(表2)、などが注目されます。

1992年の労働省の監督業務実施状況まとめによると、154,109事業場のうち、労働基準法、労働安全衛生法等の労働関係法令に違反していた事業場の割合は58.3%(90,250事業場)で、最近では1989年(58.7%)に次ぐ高い水準で、3年ぶりに前年の違反率を上回る結果となっています。事項別では、労働安全衛生法関係で、安全基準(20~25条)の違反率が22.2%、衛生基準(20~25条)3.6%、健康診断(66条)6.1%、労働基準法関係で、労働時間(男)(32・40条)14.4%、就業規則(89条)10.9%、割増賃金(37条)6.1%などとなっています。1992年の送検事件1,117件(前年は1,188件)のうち954件(85.4%)が労働安全衛生法違反容疑によるものです。

② 働く者の健康の状況

1989年10月から定期健康診断、特殊健康診断(有機溶剤、鉛)とも項目等が改正されているためそれ以前と単純に比較できませんが、疾病発見率、有所見率はともに年々増加し、1992年度の定期健康診断受診者の疾病発見率は32.2%と3割を超えました(表5。なお、定期健康診断の統計には50人未満規模が含まれていません)。

昨年10月に、平成4年労働者健康状況調査結果の速報が発表されています(前回は5年前の昭和62年)。これによると、定期健康診断の実施率は85.7%で前回(79.2%)よりも上昇していますが、普段の仕事で「身体が疲れる」が64.6%(前回67.3%)、「神経が疲れる」が70.1%(前回72.2%)、「将来の健康に対する不安を持っている」が77.5%にもものぼっています。

今年1月に経済企画庁経済研究所は「働き過ぎと健康障害—勤労者の立場からみた分析と提言—」というレポートを発表しました(94年5月号参照)。「明白な健康障害には至らなくても『半健康状態』の勤労者が多くみられる」、「大企業・官公庁に典型的にみられる日本的雇用慣行には『会社人間』を輩

出し『働き過ぎ』をもたらす傾向が内在している」等とし、具体的改善策として、①過労による脳・心臓疾患の労災認定基準の緩和や「時短促進料率」導入等の労災補償制度の改善、②法定労働時間の短縮と割増賃金率の引き上げ、③公務員の残業削減対策、④中間管理職の事実上の団体交渉の場の確保等の自衛策、⑤健康的な価値観の確立、等を提言しています。もちろん、個々の議論については吟味が必要ですが、「豊かな社会、少なくとも豊かになったはずの社会で、『過労死』が多くの人々の重大な関心と呼ぶという事態は尋常なこととは言えない」という認識が広くいきわたってきたことの証しと言えるでしょう。

日本の「過労死」に対する補償請求の増加は、昨年3月23日付けで発表されたILO(国際労働機関)の1993年版「世界労働報告」でも取り上げられていますが、同報告では、仕事上のストレスを現代の最も深刻な健康問題のひとつで「20世紀病」と位置付け、下記のような指摘を行ったうえで、「未来の勝者となる企業は従業員のストレス対策を講じ、職場が人間の要求や願望により適合したものとなるよう、最新の注意を払って職場を再設計する企業であるといえよう」と結んでいます。

ストレスには個人差があり、その原因は仕事だけではないが、仕事が重要な因子のひとつであり、ストレスの原因は職場の至るところに転がっている。危険、長時間労働、単調労働など仕事自体に本質的に備わっているものもあれば、相談不足や不安定感など作業組織に関するもの、仕事と家庭の拮抗等もあり得る。ストレスは潰瘍になりがちな重役階級の特権ではなく、実際には繰り返し作業や機械のペースに合わせて作業を行わなければならない肉体労働者の間でみられる場合が多い。ストレスは、欠勤、退職、事故、「燃え尽き症候群」等、様々な影響で企業に損失をもたらすものであり、賠償請求を求める訴訟を通じて、ストレスがもたらす財政コストを直接感じる企業が増えてきている(日本の過労死もその一例として取り上げられています)。

この報告が、企業の取り組みが「個人対策」だけに向けられていることを批判し、職場環境のストレスを和らげる等、問題の根源を取り除く基本的解決を図ることと、そのための取り組みに労働者が参加する必要性を指摘していることが注目されます(94年1月号で紹介したWH I N-Workers' Health International Newsletterの論評も参照してください)。

2 制度・政策

① 労働行政の動向

1993~1997年度の5年間を計画期間として、①死亡災害、重大災害及び重篤な職業性疾病の大幅減少、②労働災害総件数のおおむね25%減少、③労働者の心身両面にわたる健康の積極的な保持増進、④快適な職場環境の形成—を図ること等を目標とした「第8次労働災害防止計画」が昨年からスタート。これに伴って個別の対策指針やガイドライン、通達等が相次いで出されています。

イ 労働災害防止対策

「プレス災害防止総合対策」(平成5年6月11日付け基発第363号の2)、「プレス機械の安全装置管理指針」(平成5年7月9日付け基発第446号の2)、「木材加工用機械災害防止総合対策」(平成5年3月25日付け基発第180号の2)などが策定され、「エレベーター構造規格」(平成5年8月2日付け労働省告示第91号、平成5年11月4日付け基発第626号)、「ゴンドラ構造規格」(平成6年3月28日付け労働省告示第26号)が、各々改正されました。「清掃事業における労働災害の防止について」(平成5年3月2日付け基発第439号)、「

「学校給食事業における労働災害の防止について」(平成6年4月21日付け基発第257号)も出されています。

また、年々増加し続けて1989年以降は常に死亡災害のトップになっている交通事故防止のために「交通労働災害防止のためのガイドライン」(平成6年2月18日付け基発第83号—94年6月号)が策定されました。

昨年12月からパートタイム労働法(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律)が施行されていますが、中央労働災害防止協会に「パートタイム労働者の労働災害防止のためのガイドライン等作成検討委員会」が設置され、「食料品製造業編」及び「各種商品製造業編」がパンフレットにまとめられています。同協会では、外国人労働者安全衛生対策検討委員会報告「外国人労働者に係る安全衛生基本対策のあり方について」(93年6月号)もまとめ、その内容も取り入れたものと思われる「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」(平成5年5月26日付け基発第329号等—93年8月号)も策定されています。

ロ 職業性疾病予防対策

第8次労働災害防止計画と同じ計画期間内にじん肺の新規有所見者の発生数の25%減少を図ることを目標とする「第4次粉じん障害防止総合対策推進要綱」(平成5年3月31日付け基発第199号の3)、「振動障害総合対策要綱」(平成5年3月31日付け基発第203号)が相次いで策定されたほか、それ以前に、「騒音障害防止ガイドライン」(平成4年10月1日付け基発第546号—93年9月号)も策定されています。

また、作業環境評価基準の管理濃度及び作業環境測定基準、石綿に対する規制内容の見直しとそれに伴う省令等の改正を行うとしています。

ハ 化学物質対策

「化学物質等の危険有害性等の表示制度」(平成4年7月1日付け労働省告示第60号、同日付け基発第394号、平成5年1月21日付け基発第43号、平成5年3月22日付け事務連絡等)について、昨年4月から厚生省、通産省も加わって、危険有害化学物質についての「化学物質等安全データシート」の作成・交付等について統一的な指導が行われていることになっています。日本化学工業協会では、「作成指針」「質疑応答集」を作成し、データベースも構築するとしていますが、関係業界段階でも団体によって整備状況はまちまちであり、ユーザー段階の認識の程度はさらに低いようです。(92年10月号、93年6月増刊号、94年3月号)

労働安全衛生法55・56条の「禁止・許可物質」や特定化学物質等障害予防規則38条の3の「特別管理物質」という法令による規制以外の動きがめまぐるしくなっています。労働安全衛生法28条3項に基づく労働大臣が定める「指針」による指導として、四塩化炭素(平成3年8月26日付け基発第513号—91年12月号)、1,4ジオキサン(平成4年12月21日付け基発第658号—93年5月号)に続き、1,2-ジクロロエタン(平成5年6月25日付け基発第419号—93年11・12月号)、パラ-ニトロクロロベンゼン(平成6年3月25日付け基発第155号)について、発がん性の疑い大ということで「健康障害を防止するための指針」が策定されています。「通達」による指導として、1984年以来出された10の通達を1本にまとめ170物質を対象とした「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」(平成5年5月17日付け基発第312号の3—93年11・12月号)を策定。これらの指針では、①含有率が1%を超えるものを対象とし、②作業環境測定の保存期間は30年とするなど、現行の有機溶剤中毒予防規則や特定化学物質等障害予防規則等による規制の内容を上回る対策を定めています。また、「ガラス繊維及びロックウールの労働衛生に関する指針」(平成5年1月1日付け基発第1号—93年5月号)も示されています。

さらに、中長期的な視点に立って今後の化学物質の管理のあり方について検討を行い、特に半導体特殊材料ガスについては、昨年度に実施した実態調査を踏まえ指針の見直しを行い、フロン代替物質等の健康障害防止対策の検討を行うこととしています。

ニ エイズ予防対策

この間、東京商工会議所「企業のエイズ対策の手引き—職場とエイズ」(1992.10—93年3月号)、(社)日本能率協会「企業のエイズ教育・対応策に関するアンケート調査結果」(93年3月号)、(社)日本在外企業協会「在米日系企業のためのAIDS対策の手引き」、(社)全国労働衛生団体連合会「エイズと職場(ILO編・労働省労働衛生課監訳)(1993.10)、日本経営者団体連盟「企業におけるエイズ予防対策上配慮すべき事項」(1993.12)、(財)労働問題リサーチセンター「職場におけるエイズ教育のあり方研究会報告」(1994.1)などが出されるなど、にわかに職場でのエイズ対策が注目されてきています。

ホ 快適職場形成促進等

1992年の労働安全衛生法改正で「快適職場の形成の促進」が事業主の努力義務とされ、「事業主が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」(平成4年7月1日付け労働省告示第59号、同日付け基発第392号—92年9月号)が策定されていますが、この周知及び快適職場推進計画の認定制度、低利融資制度・助成制度の利用等はまだまだ低調のようです。

1992年5月にまとめられた「産業医のあり方に関する検討会報告」(93年4月号)をふまえ、昨年からは、小規模事業場の労使の健康相談窓口の開設や個別訪問産業保健指導等を行うこととする地域産業保健センター(初年度47か所)及び都道府県産業保健推進センター(初年度6か所)の設置が進められています(平成5年4月1日付け基発第225・227号等—93年11・12月号)。

ヘ 労災補償対策

昨年6月、総務庁が「労働者災害補償保険事業の運営に関する行政監察結果報告書」及び同結果に基づく「勧告」をまとめました(93年10月号)。勧告では、①未手続事業の解消、②メリット制適用範囲の拡大等の保険料徴収の適正化等、③保険給付の事務処理の迅速化等、④労災病院の設置・運営の改善等をあげ、脳・心臓疾患の労災認定についても具体的な勧告は行っていないものの、「実態」についてふられています。

一方、労働者災害補償保険審議会の認定問題小委員会の報告「労働者災害補償保険制度の適切な運用について」が1992年12月にまとめられました(93年2月号)。これに基づいて労働省では、①関係者からの十分な意見聴取等、②事業主証明の履行の推進、③処分理由の説明等、④審査請求の処理体制の整備等について通達(平成5年1月20日付け基発第38号—93年3月号)したほか、脳・心臓疾患の調査実施要領の一部改正、地方労災医員の効果的活用体制の整備について指示しましたが(平成5年3月31日付け基発第204・205号—前者は93年10月号、後者は事務局通信)、労働者側が要求した認定基準の見直しは先送りとしています。労働者災害補償保険審議会(労災保険基本問題懇談会)では、その後、労災保険制度の見直しについての議論が続けられています。

なお、この間、「せき髄損傷に併発した疾病の取扱いについて」(平成5年10月28日付け基発第616号—94年1月号)、「C型肝炎、エイズ、MRS A感染症に係る労災保険における取扱いについて」(平成5年10月29日付け基発第619号—94年4月号)、及び、「被災労働者の社会復帰対策の推進について」(平成5年3月22日付け基発第172号—93年7月号、事務連絡—94年2月号)、「労働者災害補償保険法施行前に従

事した有害業務に起因して同法施行後に疾病が発症した被災労働者への同法の適用に関する取扱いの変更について」(平成6年3月10日付け基発第126号—94年8月号の予定)、「振動障害者に係る『経過観察』の具体的運用について」(平成6年3月29日付け事務連絡—94年6月号)、などの通達が示されています。

② 制度改革に向けた取り組み

全国安全センターでは、これらの動きをフォローするとともに、「安全センター情報」紙面などを通して迅速にその内容を伝え、活用方法や問題点の指摘等を行ってきました。最近の労働省の安全衛生対策の特徴のひとつは、罰則を付けた法令の改正によらず、行政指導(とくに事業主団体を通じた行政指導)に依存していることです。一方で、快適職場指針にみられるような「個人差に配慮した対策」や「化学物質等安全データシート」等による労働者の「知る権利」など、従来の手法とは異なるアプローチも出てきていることは注目すべきでしょう。

同時に、労働者サイドからの対案・法改正等の提言を紹介することに力を入れてきました。安全衛生法令関係では、連合「過労問題プロジェクト報告」(92年4月号)、自治体労働安全衛生研究会・労働安全衛生法ワークショップ「労働安全衛生法改正への提言」(93年5月号)に続き、連合が「労働安全衛生環境対策指針」を昨年9月にまとめ、①労働の人間化をすすめる、②事業主責任の明確化、③労働組合、労働者の参加の促進、④地域住民への情報公開、⑤環境保全対策の強化、という基本的考え方と中期的な対策及び職業性疾病の個別対策を明らかにしました(94年2月号)。また、昨年6月のILO第80回総会では「大規模労働災害の防止条約(第174号条約)及び同勧告(第181号勧告)が採択されています。前述のとおり、今年度、労働省はアスベストに関する規制の見直しを行うこととしていますが、これらの動きが労働安全衛生法令の根本的見直しを促進させるよう努力していきたいと考えます。また、職場における労働安全衛生の取り組みの形態のひとつとして注目されてきた「健康サークル」について、そのモデルとされているドイツの実態について、斎藤竜太医師の協力によりクルップ-ヘッシ・コンツェルンの文献を翻訳して紹介しました(94年4・5月号)。

労災補償制度関係では、労災補償制度研究会が1990年1月にまとめた「労災補償制度改革への提言」(92年6月号)、1991年12月に労災重度障害者介護問題研究会(労働省労働基準局長の諮問機関)が行ったヒアリングに対する全国脊髄損傷者連合会及び全国じん肺患者同盟の意見・要望(93年2月号)、連合の「労災認定に関する連合意見について」(92年4月号)、全国過労死を考える家族の会・過労死弁護団全国連絡会議「過労死関係法規・認定基準改正案」(92年4月号)、などを紹介してきました。また、昨年6月に、総務庁が「労働者災害補償保険事業の運営に関する行政監察結果に基づく勧告」を行ったことは前述のとおりです。

①休業補償の一律最長1年6か月での打ち切り、②障害1・2級の年金額の3級と同水準への引き下げ(介護補償制度新設と引き換え)、③労災保険給付と老齢年金等他の社会保険給付や民事損害賠償との(完全)調整、④労災専門医委員会制度の法制化、⑤労働基準法の災害補償規定の削除(不要論)、等を提案した1988年8月の労働基準法研究会(災害補償関係)中間報告路線の挫折後、1989年12月25日の労災保険審議会「建議」に基づき労災保険法の一部が改正されました。この建議で法改正事項以外で指摘されたことのひとつが労災保険審議会に認定問題小委員会を設置して「①認定基準の策定等への労使の意見の反映、②業務上外等の認定における関係労使の意見の反映の方途について検討」することであり、先に「労働行政の動向」の「労災補償対策」でふれた「被災労働者の社会復帰対策の推進について」「せき髄損傷

に併発した疾病の取扱いについて」の通達発出やそれ以前の「生計維持関係認定基準の改正」(90年11月号)、「葬祭料・葬祭給付、労災就学援護費の改善」(90年11・12月号、92年7・8月号、94年5月号)、「単身赴任者の土帰月来、新規赴任途上災害の取り扱いの改善」(91年5月号)、「労働組合一人専従への特別加入制度適用」(91年6月号)等も建議で指摘された事項を実施したものでした。

認定問題小委員会の作業が終了した今、労災保険審議会は基本問題懇談会(構成員は同じ)で新たな法改正を含めた検討を行っています。検討項目について全般的に議論した上での労使各側委員の当面の重点要望事項が以下のように示されており、年内の建議とりまとめに向けて作業が進められるものと思われます。

労働者側代表委員—①介護補償給付の確立、業務上外認定の改善、③障害等級認定の充実、④「健康・災害予防給付(仮称)の導入」(産業医の勧告に基づく休業に対する所得補償)、⑤年齢間格差の是正、⑥給付基礎日額の最低補償額引き上げ、⑦ボーナス支給のない労働者への特別支給措置、⑧余病による死亡に対する救済措置、⑨職場・社会復帰施策、日常生活支援対策の充実、⑩他の社会保険給付との調整見直し(労災保険給付全額支給、他の社会保険給付調整方式に)、⑪石炭業・鉱業等の保険料改定、⑫労働者性、特別加入対象者のあり方。

使用者側代表委員—①労災年金と社会保険年金との調整(水準及び老齢年金との調整)、②給付内容等の見直し(遺族補償の子・孫の18歳未満要件等)、③メリット制のあり方(適用事業範囲とメリット枠の拡大)、④特別加入制度のあり方、⑤労働福祉事業のあり方(労災補償制度の趣旨をはるかにこえた事業運営の抜本的見直し)、⑥事務手続の簡素化(一他に「別の場を設けて検討すべき事項」として、①労災保険と民事損害賠償との調整(逸失利益のみならず法定外補償、慰謝料についても完全調整)、②診療報酬基準(地域特掲料金問題—法令による統一基準))。

3 個別課題

① アスベスト・職業がん

職業がんは事業主届出の労働者死傷病報告書による公式の職業病統計では毎年ゼロかあっても数件ですが、実際の労災認定件数は年50件を超えています(後掲「統計資料」表4)。職業がんの中でもアスベストによる肺がん・中皮腫が1992年にトップの位置を占めたことが注目されます。これには全国安全センターがアスベスト規制法をめざす会とともに実施した「アスベスト・職業がん110番」(91年7月と92年4月に実施)等による被害の掘り起こしも貢献していると考えられます。その後も横須賀(神奈川労災職業病センター)、呉(広島労働安全衛生センター)等を中心に、アスベストによる健康被害の掘り起こし—労災認定の取り組みが進んでいます。とくに、自動車工場の組立ラインの作業で暴露して発症した悪性胸膜中皮腫のケース(マツダ・死亡当時47歳の男性、1993年7月に広島中央労働基準監督署で労災認定—93年9月号)、石綿製品製造・加工に従事し直接死因が「肺炎」で亡くなったケース(死亡当時54歳の男性、1994年1月に渋谷労働基準監督署が労災認定—94年3月号)が労災認定されたことなどが注目されました。

最近の特徴は、労災認定に加えて、損害賠償請求に取り組むとともに、①退職後の被害発生への上積み補償等のルール作り、②退職者に対する情報提供や健康管理(の費用負担)等を求める取り組みが行われるようになってきていることです。秩父セメントを相手に遺族が独力で交渉したケースや神奈川県日本バルカー厚木工場の退職者たちが「アスベスト被害を考える会」を結成して自主検診や会社との交

渉等に取り組んでいるケース(94年3月号)等を紹介してきました。このような取り組みがじん肺訴訟などにも広がっていくことを期待したいと思います。

被害の掘り起こしと車の両輪ですすめてきたアスベスト規制法制定をめざす取り組みは、1992年末に法案が第125回臨時国会で廃案になった後再提出をめざしてきましたが、めまぐるしい政界再編の動き等の中で実現にいたっていません。しかし、アスベスト規制法をめざす会や石綿対策全国連絡会議の取り組みもあって、地方自治体議会での意見書の採択をはじめとした世論の拡がりや実態としての代替の促進が進められています。1993年4月20日には東京でシンポジウム「ノンアス社会への展望」、11月にはオーストラリア・アスベスト疾患協会のブルース・ホーガン氏を迎えて「アスベスト規制法をめざす国際交流集会」が東京(11月4日・めざす会主催)、広島(11月8日・広島労働安全衛生センター主催)、大阪(11月17日・アスベスト対策大阪ネットワーク主催)の3か所で開催されています。なお、両組織の事務所を全国安全センター内に置くことになりました。

前述のとおり、労働省が今年度アスベストに関する労働安全衛生法令の全面見直し作業を予定しているところから、当面、この分野での働きかけも強化していきます。石綿対策全国連絡会議でも、①クリソタイル以外のアスベスト(すでに輸入されていません)を労働安全衛生法施行令16条の「製造等禁止物質」に、②クリソタイルを同17条の「製造許可物質」に、③安全衛生規則53条の「健康管理手帳の交付」対象に石綿取り扱い作業者を(現行ではじん肺管理区分3以上)、④同規則や特定化学物質等障害予防規則等による規制の対象を「含有量1%以上の石綿製品」に(現行5%以上)、⑤同じく「常時従事する労働者」の「常時」要件を削除(健康診断の実施等)、⑥石綿の吹き付けを全面禁止に、⑦一定の解体工事の届出や建築基準法等の改正を含む建設・解体に係る規制の強化、⑧廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正による規制、等について議論を進めています。

なお、国際的にはクリソタイル・アスベストは安全であるとしてその規制を緩和・廃止させようという動きがあり、WHO(世界保健機構)の「化学物質安全性国際プログラム(I PCS)」等の場が焦点となっています。アメリカなどからこうした動きを許さない取り組みを強めようとの呼びかけもなされており、注意していく必要があります。

② じん肺

1994年2月24日の長崎じん肺最高裁判決は、一定の時効差別を許したものの、①加害企業の責任を明確にし、②最高裁としては異例の福岡高裁の示した損害賠償額の低さの見直しに踏み込んだ点で画期的なものでした。今後、差戻審福岡高裁での全面解決をめざした取り組みが目ざされますが、この間の取り組みによって、「企業の社会的責任」「時効差別なき解決」の流れは着実に促進されています(この間の取り組みについて、94年6月号で全国じん肺弁護団連絡会議事務局長の山本高行弁護士に報告していただいています)。

一方、じん肺に関する法令の改正については、じん肺審議会労働者側委員の「じん肺法に関する意見書」(93年1月号)、全国じん肺原告団連絡会議・全国じん肺弁護団連絡会議「じん肺根絶のために一私たちの提言」(94年6月号)等が出されており、日本産業衛生学会じん肺研究会も「現行じん肺法の問題点について」のアンケートを実施し、今年中にもまとめられる予定です(労住医連じん肺研究会として「見解・提案」を提出—94年7月号)。

しかし、労働省は具体的な動きをみせていません。1989年12月25日の労災保険審議会の建議で「重度障害者の余病による死亡と業務上の傷病との因果関係を明確にするため専門家会議による調査・研究を

進める」こととされ、せき髄損傷については、労災医療専門家会議に設置された小委員会の報告書を受けて平成5年10月28日付け基発第616号「せき髄損傷に併発した疾病の取扱いについて」(94年1月号)が出されました。じん肺については、じん肺審議会労働者側代表委員からのかねてからの要求もあり、中央労働災害防止協会にじん肺り患者の病後の経過に関する調査研究委員会を設置し、3年間の調査研究結果が昨年まとまっています。しかし、これによって制度の改善を行うどころか、管理区分4のじん肺に合併した肺がんしか業務上と認定しない現行基準の見直しを問う大分じん肺(管理区分2)合併肺がん訴訟の控訴審(大分地裁では被災者側勝訴—91年6月号)において、結審が予定されていた1993年12月16日に突如、しかも正式にじん肺審議会に報告する前に、この報告書を国側の主張を裏付ける証拠として提出しています。じん肺の余病の業務上認定の範囲の拡大をする意思のないことを示したものと思われるのですが、この訴訟の判決が年内にも予定されており、取り組みを強化する必要があります。

③ 過労死・ストレス

過労死に対する労災認定はあいかわらず極端に「狭き門」になっています(表3)、その中でも認定をめざす取り組みが進められています(広島県立畜産試験場トラクター運転手の脳梗塞—93年7月号、大分のタクシー運転手のくも膜下出血—93年10月号、大阪のプラスチック工場労働者の脳幹出血死—94年5月号等)。自治労佐世保市職労の取り組みにより、市立病院の建設係長が病院の新築移転工事に伴う過労・ストレスにより自殺したケース(受診していない)が地方公務員災害補償基金長崎県支部で公務上災害と認定されたことも注目されています(94年7月号)。

地方公務員災害補償基金では支部審査会段階で支部の公務外決定をくつがえす事例も積み重ねられているものの、労災保険においては、新規審査請求件数(全国合計)に占める脳・心臓疾患の業務上外に関する件数が1991年度968件中131件、1992年度874件中109件とかなりの部分を占めるようになってきているにもかかわらず、原処分を取り消し業務上と認定した件数は1991年度8件、1992年度3件と微々たるものにとどまっています。

行政認定が「狭き門」なのに比べて、訴訟で勝訴する事例が着実に積み重ねられています。市立中学校教師の修学旅行引率中の脳内出血死に対する地方公務員災害補償基金京都府支部の公務外処分取り消しを求めた訴訟での大阪高裁判決(1993年2月24日)、元都立高校教師の生徒の自宅訪問途中で転倒し発症した脳出血に対する地方公務員災害補償基金東京都支部の公務外処分取り消しを求めた訴訟での東京高裁判決(同年4月28日)、都立高校教師の狭心症死に対する地方公務員災害補償基金東京都支部の公務外処分の取り消しを求めた訴訟での東京高裁判決(同年9月30日)、元タクシー運転手の脳内出血に対する佐賀労働基準監督署の業務外処分取り消しを求めた訴訟での佐賀地裁判決(1994年2月19日)、元消防署員の体力錬成訓練中の脳内出血死に対する地方公務員災害補償基金京都府支部の公務外処分取り消しを求めた訴訟での大阪高裁判決(同年2月23日)、浜松市職員のごみ収集作業中の重症心室性不整脈死に対する地方公務員災害補償基金静岡県支部の公務外処分取り消しを求めた訴訟での東京高裁判決(同日)、等。

過労死の家族たちの働きかけで東京都、横浜市、長野県下の自治体議会等で意見書が採択されるなど、脳・心臓疾患の認定基準の改善(緩和)を求める世論が高まっているものの、労働省はかたくなに具体的な見直しを避けています。

連合「過労問題プロジェクト報告」(92年4月号)等の労働団体からの提言のほかにも、前述のとおり、経済企画庁経済研究所のレポート「働き過ぎと健康障害」(94年5月号)、ILOの1993年版「世界労働

報告」のストレス対策の重要性の指摘、1994年3月には国家公務員の疲労蓄積防止のための健康管理を提言した「疲労の蓄積と脳・心臓疾患に関する研究会報告」、さらに、日本産業衛生学会循環器疾患作業関連要因検討委員会が今年中にも研究、予防、労災認定等に関する報告書をまとめることとしているなどの動きがあります。労災認定基準の見直しを強く求めるとともに、何よりも、労働者サイドのイニシアティブによる過労・ストレスの予防対策の実践が求められています。

④ 振動障害

1986年11月28日の「改訂 振動病治療指針」労働省通達以来、振動病に関する労災保険打ち切りが、積極的に半ば強制的に行われてきました。

この間、労災打ち切りをめぐるやり取りの中で、1990年10月に「経過観察」制度が導入されましたが、趣旨が不徹底で、本人に知らされなかったり、地方ごとのバラつきが生じるなどの問題点が指摘されてきました。これに関連して、平成6年3月29日付け事務連絡「振動障害者に係る『経過観察』の具体的な運用について」が策定されました。しかし、労災打ち切りをめぐる問題点が全て解決したり、ましてや「新治療指針」の問題点が解消されたわけではありません。

全日本森林関連産業労働組合連合会(森林労連)からの要請を受けて、労働者住民医療機関連絡会議(労住医連)と全国安全センターは協力して、労災保険を打ち切られた振動障害患者に関する調査研究(慢性期振動障害に関する調査研究)を行いました。調査の実施及び調査報告書の作成に向けては、全国安全センターと労住医連の合同の振動病プロジェクトを設置し、1993年5月8-9日(大阪)、1994年1月23日(熊本)、1994年3月5-6日(東京)で検討会議を開催したほか、随時、全国各地の医師・医療機関関係者、地域安全センタースタッフ、研究者と連絡をとりながらすすめてきました。

調査としては、①労災保険を打ち切られた振動障害患者に対する全国アンケート調査(昨年9~12月に実施し275名の回答が集まりました)、②屋久島・宮崎で労災保険を打ち切られた振動障害患者及び労災保険で現在も療養中振動障害患者等を対象に実施した検診(実施時期は1993年11月26-27日と1994年1月15-16日、受診者数は治癒認定者が19名と17名、継続療養者が16名と15名)のふたつを行いました。1994年7月を目処に報告書の完成を急いでいます。

振動病は人類の歴史の中ではきわめて新しい病気—チェーンソーが導入されてから40年、白ろう病として社会問題になってから、たかだか30年でしかたっていません。したがって、振動病が将来どのような経過をとるか、あるいは加齢によってどう変化するかなど十分に知るものはいないはずですが、①長期経過後の慢性期の振動病の実態を知ること、②打ち切られた患者がそれによってどう変わったのか、打ち切られなかった患者はどうかを明らかにすること、③今後、治療や対策のうえでどのような問題点があるのかを明らかにすることなどを目的としています。

⑤ 外国人労働者

外国人労働者の労働災害はあいかわらず多発しており、1993年5月に「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」(93年8月号)が策定されたものの(それに先立って、中央労働災害防止協会・外国人労働者安全衛生対策検討委員会報告「外国人労働者に係る安全衛生基本対策の在り方について」—93年6月号—もまとめられています)、「合法」就労者のみを対象としていることを含めて、実効をあげてい

全国安全センターに対しては、実態を踏まえた唯一の調査研究として「外国人労働者の労災白書」を継続してまとめてほしいという要望がたくさん寄せられています。昨年度は、「安全センター情報」93年6月号で最近の特徴的な事例を紹介しましたが、件数の増加に加えて、恐れていたとおり、死亡災害、職業病事例等も報告されるようになっていきます。コミュニティ・ユニオン全国ネットワークに協力して1993年9月24日に行った労働省交渉では、「労災隠し」の問題とからめ、1992年に事業主から労働者死傷病報告書が提出された死亡事例23件の労災補償がどうなっているかの追跡調査を求め、支払済及び処理中が14件、未請求9件という結果が明らかになりました(94年1月号)。

この間、労働省でも労災保険の仕組みと請求用紙の記入方法の解説パンフレットを英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語で作成するなど、従来要望していた事項が徐々に実現するものもあるものの、いまだに、新たな問題が生じるたびに縦割り行政の壁を繰り返し叩かなければならない実情にあります。

東京、神奈川、大阪の地域センターに相談が殺到し、他の地域センターにも相談が寄せられるようになっていますが、起こってしまった被害に対する補償問題から、予防対策の実践・経験交流が強く望まれます。

⑥ 労働者性が問題とされる労働者

都市部を中心に急成長したバイク宅急便労働者が、多くの場合形式的に請負契約になっている中で、実態は労働者であるとして運転中の事故の労災認定を品川労働基準監督署に申請していたケースで1993年11月に業務上との決定が行われました(94年2月号)。このケースでは、同種の労働者全てがこの後請負契約から雇用契約に改められましたが、会社側担当者の弁によると、以前労働基準監督署に相談に行ったときには労災保険に加入する必要はないと言われたとのことで、形式にとらわれて実態をみない行政指導のあり方が問われています。

一方、シルバー人材センターから民間の人材派遣会社に派遣され、そこからさらに派遣された先の大阪府豊中市立体育館で落下して死亡した労働者のケースを淀川労働基準監督署が業務外決定したため大阪労災保険審査官に審査請求していた事件では、審査官も1993年10月25日付けで棄却決定を下しました。実態的にはシルバー人材センター設立の趣旨に照らし高齢者労働能力活用事業になじむか否かについては大いに疑義を持つと明記しながら、シルバー人材センター会員として仕事の提供を受け配分金を受け取っているだけで、労基法や労災保険法の適用になる雇用関係(労働者)ではないという形式に固執したもので、まさに「国策の前に道理を引っ込めた」決定であると言えます。現在、再審査請求を行っています。

また、紛じんに暴露したのが事業主であった期間(15年以上、特別加入はしていない)と労働者であった期間(2年弱)の両方ある労働者のじん肺について、たんに期間の長さだけでなく、1日の平均暴露時間、暴露の状態にも注目して原処分を取り消し業務上とした労働保険審査会の裁決(94年5月号)、トラック持ち込み運転手の作業中の事故に対する横浜南労働基準監督署の労働者性を否定した業務外決定の取り消しを求めた訴訟で被災者側を勝訴させた横浜地裁判決(1993年6月)、等もあります。

⑦ 新しい職業病

首が曲がったまま元に戻らない斜頸、ペンをうまく持てず字がかけない書癢等の症状を起こすジスト

ニアが、京都大学医学部神経内科の梶龍児医師らのグループの取り組みによってマスコミ等でも取り上げられています。重量物(タイヤ)取り扱い作業で右上肢ジストニア(書痙)と診断された労働者のケースで、労災福祉センター(京都)や弁護士が支援して京都南労働基準監督署に労災申請を行いました(業務外と決定されたため(主治医以外は神経内科ではなく整形外科医の意見だけを聞いた上での判断)、審査請求を行っています(93年11・12月号)。患者らによって日本ジストニア協会、労災としてのジストニアを考える会もつくられ、職業病と認めさせるなどの取り組みがはじまっています。

自治労が、給食調理業務による新たな職業病として全国一斉の集団公務災害認定に取り組んできた「指曲がり症」については、1992年10月から翌年にかけて地方公務員災害補償基金の支部段階での決定が出ましたが、いくつかの単組では公務外と決定されたケースの審査請求に組み、関係地域安全センター等が協力しています。基金が設定した、経験年数10年、各年度の1人当たり調理食数の合計が2,000食超、等の「認定の目安」をめぐる攻防が重要な段階を迎えています。なお、平成6年4月21日付け基発第257号「学校給食事業における労働災害の防止について」が策定されており、これも活用した給食調理作業の改善の取り組みが官民ともに進められることが望まれます。

平成5年12月29日付け基発第619号「C型肝炎、エイズ及びMRSA感染症に係る労災保険における取扱いについて」が策定されており(94年4月号)、エイズ及びMRSAの労災認定事例はいまだないようですが、C型肝炎の労災申請については、全国安全センターや地域安全センターに寄せられています(大牟田市職労の先進的な取り組みを94年4月号で、歯科助手について江戸川労働基準監督署で労災認定されたケースを94年6月号で紹介しています)。

⑧ その他

昭和57年5月31日付け基発第375号通達等による労災保険による鍼灸治療の期間制限(最長1年)とこの実施に便乗した労災打ち切りをめぐる争われていた三和銀行・中出訴訟で、1993年12月21日、東京高裁は旧中野労働基準監督署の原処分一労災打ち切りを取り消す判決を言い渡しました。判決は、療養の範囲は政府の裁量で自由に決められるという国側の主張を退け、1年を超す鍼灸治療費も療養補償の対象とすることを認めました。国側は上告せず判決が確定したにもかかわらず、労働省は基発第375号通達等の見直しを行おうとしていません。同じ問題で争っている大阪・鈴木訴訟が1994年6月1日で結審し、自治労神奈川リハビリ・松橋・近石訴訟の控訴審(東京高裁)が継続しており、今後の取り組みが重要になっています。

中部電力浜岡原発内で保守・定期検査作業等に8年10か月従事し慢性骨髄性白血病により29歳の若さで死亡した下請労働者のケースが弁護士や市民団体の支援で1993年5月に静岡県磐田労働基準監督署に労災申請されました(93年9月号)。被爆線量等は認定基準を満たしているものの、同基準で認定に当たっては本省にりん伺することとされているため、現在労働省で専門家の意見を求めているところです。なお、この事案をめぐる、原発被爆による職業病としては、すでに東京電力福島第1原発で原子炉配管の腐蝕防止作業に従事して発症した慢性骨髄性白血病について、1991年末に業務上認定した事例があることも明らかになりました。

電機労連・造船重機労連・電力労連の3労連原子力問題研究会が1993年6月8日に「原子力施設の放射線下労働に関する統一方針」を発表したり、エックス線等を使用した検査作業による皮膚がんの再審査請求に対して労働保険審査会が原処分取消決定を行うなど(1994年2月17日)、放射線対策に注目が集まっています。

また、今年度「安全センター情報」では、小学校音楽教師の声帯結節・ポリープの地方公務員災害補償基金大阪府支部での公務上認定(93年3月号)、八王子市の学校給食調理員の頸肩腕障害の地方公務員災害補償基金東京都支部での公務上認定(93年7月号)、冷凍庫内の仕分け作業での両遠位橈尺関節弛緩症の業務上認定(93年9月号)、競艇場窓口業務での手根管症候群、ドッセルバン氏病の業務上認定(93年11・12月号)、等について紹介しています。

4 教育・研究調査

① 参加型講座のモデル・プログラムの開発

今年度の重点方針のひとつとして、①小グループ・ワーク、②総合的アプローチ、③現場・地域のよいところに学ぶ、等を特徴とした参加型労働安全衛生講座のモデル・プログラムの開発をあげました。この間、全国安全センターの労働安全衛生学校は今年8月に予定されている大分までを含めると6回を重ね、先行した自治体労働安全衛生研究会が7回、全港湾や全国金属機械労組など単産レベルで取り組むところも出てきたり、自治労傘下の単組や地域安全センターなどで一定の実績が積み重ねられてきました。

日程だけについても、ILOの「安全、衛生、作業条件トレーニング・マニュアル」が勧めるような4泊5日の長期コースから2泊3日や1日コース、あるいは組合大会の日程の中でのワン・テーマ・コース等や、泊り込みなしの「通い方式」も試されています。「(できるだけ短く、五感に訴え、その地域・現場の実情に即した素材を使った)講義+(マニュアルの読み合わせ+)討論課題の説明+小グループ討論+発表+全体討論・まとめ」という基本スタイルに加えて、模擬安全衛生委員会やパネル・ディスカッション、労災実務トレーニング等を取り入れたり、独自のチェック・リストの開発なども行われてきました。それらの経験から言えることは、①参加型のトレーニングが有効であり、②だれにでもできること、及び、③準備の過程とフォローアップが重要である、ということでしょう。

モデル・プログラムの開発とまではいきませんが、「安全センター情報」94年7月号で、これらの経験についてまとめてみました。①ここで示した豊富なサンプルと、②「安全センター情報」92年11・12月号「職場改善トレーニング」、③ILO「安全、衛生、作業条件トレーニング・マニュアル」があれば、各地域・職場ですぐに参加型トレーニングを実践してみることができると信じています。

また、このような取り組みの世界的な流れを理解するために、昨年7月に東京で行われた(財)労働科学研究所の創立72周年シンポジウムでの小木和孝氏(当時ILO労働条件・環境局長)の「職場改善を促す国際協力にみる3つの動向」と題した報告の内容を「安全センター情報」93年11・12月号で紹介しました。

② 労働安全衛生学校

第1回・兵庫(1990年11月23-25日)、第2回・東京(1992年2月9-11日)、第3回・宮崎(1993年1月29-31日)に引き続き、全国安全センターの第4回労働安全衛生学校を1993年11月6-7日に、熊本県小国町の「木魂館」で開催しました(94年2月号)。第3回同様、九州の3団体一熊本県労働安全衛生センター、大分県勤労者安全衛生センター、旧松尾鉱山被害者の会(宮崎)と全国安全センターの共催で、受講者は定員を大幅に上回る80名でした。内容は、①「これからの労働安全衛生活動」講演：天明佳臣氏(労働者住民医療機

関連協議議長)、②「職場を測る—職場環境測定・健康診断から職場改善へ」講義:永野恵氏(熊本大学公衆衛生学教室)→グループ討論:ファイバー船製造現場での改善、③「こんなときどうする?—労災保険実務トレーニング」講義:古谷杉郎氏(全国安全センター事務局長)→グループ討論:通勤災害事例、④「安全で健康に働ける職場づくり—大牟田市職労の経験に学ぶ」パネル・ディスカッション→グループ討論:自分たちの職場で活かせるアプローチ・改善対策、⑤「特別講座・私たちの生活と環境」講義:宮北隆志氏(熊本大学衛生学教室)。

2日目の「安全で健康に働ける職場づくり—大牟田市職労の経験に学ぶ」をパネルディスカッション形式にして、自治労大牟田市職労の森田義孝さんと武藤美代子さんに出席していただき、清掃・学校給食現場での取り組みの実際をビデオやスライドで紹介、これに専門家として協力してきた熊本大学の宮北隆志さんと秋津レークタウンクリニック(熊本)の山口秀樹医師にも加わってもらって、お互いの苦労話も含めてディスカッション。そこから、小グループ討論で、参加者が、自分たちの職場で活かせる改善策やアプローチ、体制づくりなどを引き出そうとしたことも、新たな試みのひとつです。

③ 慢性期振動障害における調査研究

3 個別課題 ④振動障害の項(10頁)参照。

5 情報・出版

全国安全センター機関紙「安全センター情報」は、1993年度に合併号(93年11・12月号)及び増刊号各1号を含めて12号発行しました。増刊号は、93年6月に、化学物質安全データシートの活用のポイント解説とこれ1冊で足りるような関係資料を網羅した「化学物質危険有害表示制度の活用のポイント」を発行しました。なお、今年度発行号の目次は後掲「安全センター情報1993年度目次」のとおりです。

また、懸案の英文ニューズレターについては、「WORKING ENVIRONMENT AND POLLUTION PROBLEMS」のNo.3(Summer, 1993—1993年10月にインドで開催された「『産業被害と人権』国際民衆法廷」特集)及びNo.4(Winter, 1993—全国安全センターの活動紹介、日本におけるアスベスト問題)を発行しました。これは、事務局体制を拡充した成果でもあります。後述のように各国からの反響があったことに加え、研究者等から、これまでの日本の労働安全衛生活動になかったことと激励や送付先の紹介などがたくさん寄せられました。

労働衛生研究会編・全国安全センター発行により、昨年11月に、労働安全衛生ブックレット①として「顕微鏡作業改善のための7つのチェックポイント」(A5版・45頁・チェックリスト付き・500円)も発行しました。

6 国際交流

1993年4月4-8日にアジアで初めて開催された「第13回世界労働安全衛生会議」(インド・ニューデリー、ILO、ISSA(国際社会保障協会)及びインド全国安全評議会(NSC)の主催)に、全国安全センターから古谷杉郎事務局長、西田隆重・神奈川労災職業病センター事務局長、飯田勝泰・東京東部労災職業病センター事務局長の3名が参加しました(93年7月号)。ポスター発表として「安全衛生、作業条件改善のための教育トレーニングの経験」「日本における外国人労働者の労働災害」を発表しました。

1993年10月23-25日に韓国・ソウル市内の西江大学校附属産業問題研究所において、「第1回労働と健康に関する韓日共同セミナー」を韓国の労働と健康研究会、職業病研究所、源進職業病対策協議会の3団体との共催で開催しました。日本からは、原田正純・全国安全センター議長、柳楽翼・大分県勤労者医療生協大分協和病院院長、斎藤竜太・神奈川労災職業病センター理事長、玉木一成・過労死弁護団全国連絡会議弁護士、田中誠・神奈川総合法律事務所弁護士ら総勢13名が参加しました。①過労死、②アスベスト、③二硫化炭素中毒等、をとりあげ、韓国側の過労死相談センターの開設発表とそれに対する日本からの連帯表明、「源進レーヨン職業病解決を促す韓日共同声明」の採択も行われ、関係団体を訪問して交流も行いました(94年1・2月号)。

前述した英文ニューズレターは「WORKING ENVIRONMENT AND POLLUTION PROBLEMS」のNo.3及びNo.4は、これまでのアジアでの交流や第4回ヨーロッパ労災職業病会議、アスベスト問題での交流等で知りあった関係者・団体及び「WHIN(Workers' Health International Newsletter)」で知ったリスト等を整理し、世界各地の百数十団体に送付しました。これに対する返事も含めて、これまでに以下のような団体から機関紙や資料が届けられています。これらの内容も順次、「安全センター情報」の紙面等で紹介するようにしています。

また、「WHIN」「Hazards」を発行しているヨーロッパのネットワークで運営しているパソコン・ネットワーク「HAZLIT」等にアクセスできるようにしました。

- ・ヨーロッパ:「Workers' Health International Newsletter(English Language Edition)」
- ・ヨーロッパ:「Hazards」
- ・アジア:AVHFE(Asian Victims for a Hazard Free Environment)「SURVIVORS」
- ・韓国:労働と健康研究会「労働と健康」
- ・台湾:敬仁勞工安全衛生服務中心「敬仁」
- ・インド:PRIA(Participatory Research in Asia)「Bulletin Occupational Health & Safety」
- ・イギリス:London Hazards Centre「The Daily Hazard」
- ・イギリス:LKA Group「British Asbestos Newsletter」
- ・アメリカ:PHILAPOSH(Philadelphia Area Project on Occupational Safety and Health)「Safer Times」
- ・ブラジル:DIESAT(Department Intersindical de Estudos e Pesquisas de Saude e dos Ambientes de Trabalho)「Trabalho & Saude」(ブラジル)
- ・ドイツ:Verein Arbeit & Gesundheit「Gegengift(解毒剤)」
- ・オランダ:Danish Working Environment Service「euro ECHO」
- ・香港:Asian Migrant Centre「Asia Migrant Bulletin」「Asian Migrant Forum」
- ・フィリピン:SMC(Scalabrini Migration Center)「Asian Migrant」
- ・フィリピン:CBCP/ECMT-Episcopal Commission on Migration and Tourism「NEWSLETTER for Pastoral Woekers among Filipinos Overseas」

7 組織・財政

① 組織

1993年2月から、事務局長(古谷杉郎)+事務局長1名(矢尾伸哉)という専従2名体制に拡充しています。事務局会議の原則隔週開催を堅持し、今年に入ってから、東京東部労災職業病センターと神奈川県労災職業病センターに加えて2回は関西労働者安全センターと三多摩労災職業病センターからも参加していただく体制にしています。しかし、運営委員会は開催せず電話連絡等で処理し、編集会議は1993年7月28日の第7回だけにとどまりました。

労働者住民医療機関連絡会議との合同プロジェクトとして、振動病プロジェクトを、第1回・大阪(1993年5月8-9日)、第2回・熊本(1994年1月23日)、第3回・東京(1993年3月5-6日)と3回、じん肺プロジェクトについては世話人会議を1回(1994年1月27日)開催しました。

② 財政

今年度の新規入会者は、29人・団体30口(地域センター会員1団体5口、賛助会員21人・団体23口、購読会員7人・団体2口)にとどまり、今年度末の会員の状況は、地域センター会員22団体・134口、賛助会員270人・団体542口、購読会員39人・団体68口、となっています。

①1人分の人件費増等による構造的要素と②1993年度分の賛助・購読会費収入の激減、等により今年度の財政は大変苦しいものになりました。後者については今年度は同じことを繰り返さず翌年度へ影響を持ち越すことを避けるようにしましたが、①に見合う会員の拡大等の財政措置は達成できていません。会費収入以外の収入の増加に計画的に取り組むとともに、賛助・購読会員の拡大への御協力をぜひともお願いいたします。

表1 死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数の推移

年度	労災保険 適用事業場数	労災保険 適用労働者数	死亡災害 発生状況	死傷災害発生 状況(休業4 日以上)	労災保険 新規受給者数	障害(補償)一 時金受給者数	遺族(補償)一 時金受給者数	葬祭料・葬祭 給付受給者数	年金受給者数								
									合計	傷病(補償)年金				障害 年金 (補償)	遺族 年金 (補償)		
										計	じん肺	その他	その他				
47	115,901				85,759	2,276	1,246	1,248	-								
48	224,721	8,596,092	2,889	226,491	448,568	24,223	4,045	4,095	-								
50	316,260	7,195,752			628,693	49,074	4,585	4,412	19								
55	559,171	10,244,310	5,050	335,442	554,255	63,839	5,118	5,010	801								
60	807,822	18,186,190	6,095	468,139	873,547	75,416	6,161	6,039	3,496	3,375	2,372	965	38	121			
61	866,241	17,974,571	* 6,712	* 481,688	866,133	75,168	* 6,629	* 6,500	4,415	4,119	2,890	1,147	82	296			
62	841,510	18,558,323	6,083	466,126	1,045,941	* 79,330	6,528	6,408	5,286	4,755	3,261	1,358	136	532			
65	856,475	20,141,121	6,046	408,331	1,340,702	73,028	6,548	5,880	8,185	6,970	4,469	2,128	373	1,215			
68	1,076,919	24,100,536	6,088	386,443	* 1,716,677	71,793	1,317	5,759	34,309	9,121	5,410	2,893	748	11,509	13,679		
70	1,202,447	26,530,326	6,048	364,444	1,650,164	74,270	1,507	5,898	54,865	9,331	5,275	3,084	992	20,390	25,144		
72	1,385,603	27,858,665	6,631	324,435	1,419,630	65,278	1,868	5,410	74,587	10,324	5,873	3,213	1,438	29,366	34,877		
73	1,532,476	28,762,112	5,269	* 387,342	1,370,470	63,396	1,847	5,342	84,298	10,979	5,980	3,333	1,886	33,559	39,760		
75	1,535,276	29,075,154	3,725	322,322	1,099,056	53,387	1,310	4,563	102,451	12,383	6,786	3,533	2,064	41,150	48,918		
79	1,763,532	30,759,019	3,077	340,731	1,130,621	53,843	820	4,371	139,248	20,558	11,413	4,641	4,504	54,328	64,362		
80	1,839,673	31,839,595	3,009	335,706	1,098,527	52,465	753	4,238	146,754	21,607	12,487	4,696	4,424	57,276	67,871		
81	1,866,973	32,750,233	2,912	312,844	1,027,477	50,567	691	4,124	154,142	22,370	13,383	4,651	4,273	60,383	71,452		
82	1,940,378	33,593,799	2,674	294,219	963,496	49,003	746	4,146	160,910	22,990	14,317	4,594	4,076	63,380	74,540		
83	1,993,359	34,510,310	2,588	278,823	928,841	47,405	638	3,893	167,009	23,589	15,147	4,510	3,932	66,134	77,286		
84	2,035,693	35,196,556	2,635	271,884	921,400	48,011	698	3,839	172,988	23,909	15,782	4,436	3,891	68,981	80,096		
85	2,067,091	36,215,432	2,572	257,240	901,855	46,648	735	3,903	177,933	23,927	16,006	4,380	3,541	71,609	82,397		
86	2,110,305	36,896,975	2,318	246,891	859,220	46,170	699	3,698	182,545	23,494	15,927	4,255	3,312	74,344	84,707		
87	2,176,827	38,799,735	2,342	232,953	846,508	44,258	704	3,570	186,558	22,910	15,734	4,110	3,066	76,785	86,883		
88	2,270,487	39,724,637	2,549	226,318	832,335	43,181	773	3,789	190,528	22,343	15,499	3,988	2,856	79,284	88,901		
89	2,342,024	41,249,304	2,419	217,984	818,007	40,759	768	3,894	182,545	21,496	14,967	3,864	2,675	81,390	90,840		
90	2,421,318	43,222,324	2,550	210,108	797,980	38,716	819	3,846	186,558	20,653	14,355	3,743	2,555	83,310	92,800		
91	2,491,801	44,469,300	2,489	200,633	764,882	37,108	894	4,015	189,504	19,854	13,769	3,643	2,442	84,978	94,872		
92	2,541,761	45,831,524	2,354	189,589	725,637	35,215	866	3,753	*202,133	19,021	13,194	3,486	2,341	* 86,513	* 96,599		
93				2,245	181,900												

資料:「死亡災害発生状況」及び「死傷災害発生状況」は、労働省労働基準局「労働基準監督年報」により、73年以降の死傷者数は休業4日以上、72年以前の死傷者数は休業8日以上のものである。

上記以外は、労働省労働基準局「労災保険事業月報」により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

*印はピーク

表2 業務上疾病の発生状況

号	分類	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	79~92計
1	業務上の負傷に起因する疾病	13,807	13,830	13,269	12,235	11,651	11,242	11,022	10,763	9,170	9,598	9,485	8,759	9,148	8,323	152,100
		11,415	11,985	11,792	11,131	9,731	9,395	8,834	8,298	8,035	7,831	8,046	7,791	7,016	6,883	127,981
		2,392	1,845	1,477	1,104	1,920	1,847	2,188	2,467	1,135	1,767	1,439	968	2,130	1,440	24,119
2	物理的因子による疾病(がんを除く。) 有害光線、電離放射線、異常気圧 異常温度、騒音、超音波等	1,711	1,128	1,648	1,128	821	1,293	1,237	1,292	730	566	728	501	860	729	14,370
		1,344	1,212	1,197	1,011	888	846	846	1,238	1,827	1,217	690	592	523	489	13,720
		367	-84	449	117	-67	447	391	54	-897	-651	38	-91	337	240	650
3	身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病 腰痛、振動障害、頸肩胸障害等	1,665	789	711	447	363	372	413	532	733	612	680	543	370	240	8,470
		2,782	2,874	2,451	2,187	1,883	1,687	1,617	1,652	1,382	1,375	1,221	1,012	1,000	1,131	23,854
		-1,117	-1,885	-1,740	-1,740	-1,320	-1,315	-1,204	-1,120	-649	-763	-541	-469	-630	-891	-15,384
4	化学物質等による疾病(がんを除く。) 労働大臣が指定する化学物質等による疾病を含む。	713	621	475	505	428	608	456	388	399	364	316	331	370	343	8,638
		398	400	458	335	413	348	309	298	303	279	277	216	260	196	4,686
		315	221	17	170	13	260	147	70	96	85	39	115	110	147	1,952
5	粉じんの吸入による疾病 じん肺症等	2,491	2,365	2,249	2,282	2,163	1,561	1,387	1,472	1,401	1,308	1,201	1,185	1,103	1,140	23,308
		2,150	2,108	2,034	2,114	1,899	1,339	1,353	1,272	1,327	1,254	1,238	1,144	1,140	1,080	21,432
		341	257	215	168	264	222	34	200	74	54	-37	41	-37	60	1,876
6	細菌、ウイルス等の病原体による疾病	101	48	48	51	41	56	80	108	69	55	40	87	92	84	984
		85	123	184	206	166	182	138	113	140	141	128	120	173	424	2,283
		16	-75	-116	-155	-125	-106	-78	-5	-71	-86	-88	-33	-81	-300	-1,280
7	がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による疾病	8	3	6	5	6	4	0	6	4	4	2	1	5	2	54
		47	41	49	60	68	49	67	64	61	53	67	51	80	54	811
		-41	-38	-43	-55	-62	-45	-67	-58	-57	-49	-65	-50	-75	-52	-757
9	その他業務に起因することの明らかな疾病	50	80	45	52	9	11	13	6	4	16	13	8	5	1	293
		228	470	622	634	541	440	256	211	106	187	133	120	174	125	4,245
		-176	-410	-577	-582	-532	-429	-243	-205	-102	-171	-120	-112	-169	-124	-3,952
職業性疾患(2号から9号までの小計)	6,737	5,014	5,180	4,470	3,829	3,905	3,566	3,784	3,340	2,925	2,980	2,656	2,805	2,519	53,710	
	7,032	7,028	6,975	6,547	5,658	4,871	4,586	4,848	4,946	4,506	3,754	3,255	3,350	3,479	70,935	
	-295	-2,014	-1,795	-2,077	-1,829	-966	-1,020	-1,064	-1,606	-1,581	-774	-599	-545	-960	-17,225	
計	20,544	18,644	18,449	16,705	15,480	15,147	14,588	14,547	12,510	12,523	12,465	11,415	11,951	10,842	205,810	
	18,447	18,013	18,787	17,878	15,389	14,268	13,420	13,144	12,981	12,337	11,800	11,046	10,366	10,162	188,816	
	2,097	-369	-338	-973	91	881	1,168	1,403	-471	186	665	369	1,585	680	6,994	

(注) 上段の数字は、労働省業務上疾病調査(各年版「衛生のしおり」)によるから疾病分類を労働基準法施行規則別表第1の2に各号別に組み替えたもの。休業4日以上のもので、その年(暦年)中に発生(初めて診断がなされた日)した疾病で翌年3月末日までに把握したものである。事業主から提出された労働者死傷病報告書を分析・再分類したもの。
中段の数字は、「年度別、業務上疾病の労災保険新規支給決定件数(労災補償状況)」被災労働者、遺族等から労災保険の給付請求がなされ、その年度(暦年ではない)中に支給決定がなされたもの(発生年度ではない)。
下段の数字は、上段の数字から中段の数字を差し引いたもの。
労働省資料より全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表3 脳血管疾患及び虚血性心疾患等の労災補償状況

	年度	87	88	89	90	91	92
		請求件数	351	480	538	438	404
脳血管疾患	認定件数	42	61	96	77	78	66
	1号	24	47	77	56	54	55
	9号	18	14	19	21	24	11
虚血性心疾患等	請求件数	148	198	239	181	151	130
	認定件数	7	20	14	15	15	8
	1号	4	5	3	3	5	1
合計	請求件数	499	678	777	619	555	458
	認定件数	49	81	110	92	93	74
	1号	28	52	80	59	59	56
	9号	21	29	30	33	34	18

(注) 1号とは労働基準法施行規則別表第1の2第1号の「業務上の負傷に起因する疾病」であり、9号とは同表第9号の「業務に起因することの明らかな疾病」に係る脳血管疾患及び虚血性心疾患等である。
2 未処理の件数があるので、請求件数から認定件数を減じた件数が不支給の件数とはならない。
3 労働省労働基準局の資料より全国労働安全衛生センター連絡会議が作成

表4 職業がんの労災補償状況

疾病の種類	年度	77前	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	合計	
		ベンジジン又はβ-ナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	(1988年3月31日現在の累積認定者数)												412	12	11	14	13
タール等にさらされる業務による肺がん又は皮膚がん	(1988年3月31日現在の累積認定者数)												107	9	4	1	12	4	137
砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	(1988年3月31日現在の累積認定者数)												61	2	0	1	1	3	68
クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	(1988年3月31日現在の累積認定者数)												113	1	6	4	5	5	134
ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん	(1988年3月31日現在の累積認定者数)												15	0	0	0	1	0	16
塩化ビニルにさらされる業務による肺血管肉腫	(1988年3月31日現在の累積認定者数)												2	0	0	0	0	1	3
ベンゼンにさらされる業務による白血病	(1988年3月31日現在の累積認定者数)												8	0	0	0	0	0	8
ベンソトリクロライドにさらされる業務による肺がん	(1988年3月31日現在の累積認定者数)												7	0	0	0	0	0	7
石棉にさらされる業務による肺がん又は中皮腫		17	4	5	1	2	7	4	7	11	14	10	10	19	16	18	23	188	
電離放射線にさらされる業務による白血病又は皮膚がん	(1988年3月31日現在の累積認定者数)												9	0	1	1	1	1	13
その他のがん	(1988年3月31日現在の累積認定者数)												208	19	26	13	29	11	307
総数	(1988年3月31日現在の累積認定者数)												1,025	53	67	50	80	54	1,328

(注) 労働省労働基準局の資料より全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表5 定期健康診断・特殊健康診断・じん肺健康診断実施状況

年度	定期健康診断				特殊健康診断				じん肺健康診断								
	受診労働者数	疾病総数	疾病発見率	対象業務数	実施事業場数	受診労働者数	有所見者数	有所見率	受診労働者数	有所見者数	有所見率	管理1 有所見者数	管理2 有所見者数	管理3 有所見者数	管理4 有所見者数	合併症 り患者数	有所見 率
1965	9,370,497	574,578	6.1	24	8,927	228,979	24,048	10.6	162,467	8,996	5.5	850	3,973	415	14,254	—	6.8
1970	11,199,917	662,894	5.9	30	14,865	304,793	30,735	10.1	173,331	10,010	5.8	796	3,839	257	14,842	—	6.4
1975	10,901,527	733,029	6.7	66	30,446	557,224	29,982	5.4	212,976	12,718	6.0	1,080	5,055	318	18,199	—	9.0
1980	11,306,990	990,149	8.8	72	71,976	1,213,897	30,546	2.5	259,899	—	—	84,133	8,132	122	42,387	172	18.3
1981	10,333,192	916,522	8.9	72	74,710	1,256,283	31,710	2.5	271,775	—	—	56,872	7,787	148	44,807	177	18.5
1982	10,408,511	953,393	9.2	72	76,805	1,335,751	31,895	2.4	285,720	—	—	58,099	8,010	126	46,235	147	17.4
1983	10,625,976	991,035	9.3	72	78,031	1,342,082	27,498	2.0	290,565	—	—	37,183	7,120	137	44,440	133	17.1
1984	10,619,339	970,752	9.1	72	80,224	1,384,123	27,674	2.0	282,024	—	—	34,958	6,231	81	41,270	102	15.8
1985	10,739,013	1,005,929	9.4	72	81,889	1,456,493	24,428	1.7	280,628	—	—	33,391	5,905	80	39,376	87	15.1
1986	10,900,258	1,065,354	9.8	72	81,573	1,441,836	22,583	1.6	251,822	—	—	34,232	5,614	75	39,921	140	15.9
1987	10,859,413	1,100,724	10.1	72	81,245	1,425,720	21,447	1.5	237,310	—	—	29,111	4,645	93	33,849	104	14.3
1988	10,588,406	1,123,126	10.6	72	81,069	1,418,294	19,971	1.4	228,435	—	—	27,184	4,209	64	31,437	60	13.6
1989	9,232,997	1,117,564	12.1	72	80,242	1,415,940	25,015	1.8	219,834	—	—	25,384	3,884	66	29,294	63	13.3
1990	10,009,681	2,387,251	23.8	72	75,746	1,376,847	31,984	2.3	218,420	—	—	22,184	3,557	74	25,815	93	11.9
1991	10,911,023	2,990,890	27.4	72	73,617	1,385,573	41,844	3.0	229,139	—	—	22,799	3,475	50	26,324	47	11.5
1992	10,825,454	3,483,525	32.2	72	75,131	1,509,273	47,995	3.2	220,988	—	—	18,782	3,248	52	22,083	63	10.0

資料：特殊健康診断実施結果(じん肺健康診断を除く)、じん肺健康診断実施結果(じん肺健康診断を除く)、じん肺健康診断実施結果(じん肺健康診断を除く)により、全国労働安全衛生センター連絡協議が作成。
 89年10月より、定期健康診断の項目等が改正されている。
 特殊健康診断では、88年10月より、有機溶剤及び鉛健康診断の項目等が改正されている。
 じん肺管理区分の決定状況には、随時申請によるものは含まれていない。
 78年じん肺管理区分が改正されている。

1993年度労働安全衛生関係日誌

- 1993. 1. 1 平5.1.1基発第1号「ガラス繊維及びロックウールの労働衛生に関する指針について」(情報179/通信434)
- 1993. 1. 4 警察庁まとめ—平成4年の交通事故死者が11,451人で昭和49年以降の19年間で最悪。
- 1993. 1.11 建設省「建設工事公衆災害防止対策要綱」
- 1993. 1.20 平5.1.20基発第38号「労災保険審議会認定問題小委員会報告を踏まえた労災保険制度の適切な運用について」(情報177/法令46-5)
 平5.1.20基発第35号「労働災害防止講習規定について」(通信438)
 建設省「建設工事公衆災害防止対策要綱」「建設副産物適正処理推進要綱」(通信434)
- 1993. 1.21 平5.1.21基発第41号の2「液化酸素製造工程における火災災害の防止のための対策について」(情報180/通信434/法令46-5)
 平5.1.21基発第43号「化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針の運用について」(情報178/通信435)
- 1993. 1.29-31 第3回労働安全衛生学校(宮崎)
- 1993. 2. 7 (社)日本能率協会「企業のエイズ教育・対応策に関するアンケート調査結果」
- 1993. 2.16 ベンジジン和歌山訴訟最高裁判決(戦前暴露・戦後発症への労災保険法適用で被災者側勝訴確定)
- 1993. 2.20-21 全国安全センター・労住医連第4回じん肺プロジェクト(北海道)
- 1993. 2.23 平5.2.23基発第101号「快適職場形成融資の実施機関の追加について」(通信437)
- 1993. 2.24 「平成5年度労働基準行政運営方針」(通信437/法令46-8)
 平5.2.24基発第110号「警備業者が行う警備業務に係る監視又は断続的労働の許可について」(法令46-13)
 市立中学校教師の修学旅行引率中の脳内出血死に対する地方公務員災害補償基金京都府支部の公務外処分取り消しを求めた訴訟で大阪高裁判決(被災者側勝訴)
- 1993. 2. (社)日本在外企業協会「在米日系企業のためのAIDS対策の手引き」
- 1993. 2. 中央労働災害防止協会・外国人労働者安全衛生対策検討委員会報告「外国人労働者に係る安全衛生基本対策の在り方について」(情報180/通信437)
- 1993. 3. 2 平5.3.2基発第123号「清掃事業における労働災害の防止について」(通信439)
- 1993. 3. 8 中央労働基準審議会
 労働省発表「電離放射線障害防止規則の一部改正について」(速報121)
- 1993. 3.12 「第8次労働災害防止計画」閣議決定(速報121/通信438/法令46-8)

1993. 3.17 平5.3.17基発第165号「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部改正等について」(法令46-10)
日本土木工業協会「土木工事における工事安全対策について」
1994. 3.19 平6.3.19基発第8号の2「レーヨン製造工程における労働衛生管理の徹底について」(情報180/通信438)
1993. 3.22 平5.3.22基発第172号「被災労働者の社会復帰対策の推進について」(「被災労働者の社会復帰対策要綱」)(情報181)
平5.3.22事務連絡「社会復帰対策要綱の運用について」(情報188)
平5.3.22事務連絡「化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針別表の有害性に該当する化学物質等について」(通信440)
1993. 3.23 労働者災害補償保険審議会
ILO「世界労働報告」
1993. 3.24 平5.3.24発労徴第17号・基発第17号「労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」(特別加入者の給付基礎日額の一部改正)(情報184/法令46-11)
北茨城じん肺第1陣訴訟が水戸地裁で和解。
1993. 3.25 平5.3.25基発第180号の2「木材加工用機械災害防止対策推進運動の実施等について」(「木材加工用機械災害防止総合対策」)(通信443/法令46-19)
1993. 3.26 平5.3.26基第29号「民事損害賠償が行われた際の労災保険給付の支給調整に関する基準(労働者災害補償保険法第64条第2項関係)の一部改正について」(法令46-11)
三池C中毒損害賠償訴訟福岡地裁判決(被災者側勝訴)
1993. 3.29 平5.3.29基発第186号「職業能力開発促進法の一部を改正する法律等の施行に伴う労働者災害補償保険関係法令等の一部改正について」(法令46-11)
1993. 3.31 平5.3.31基発第199号の3「紛じん障害防止総合対策推進運動の展開について」(「第4次紛じん障害防止総合対策推進要綱」)(通信442/法令46-13)
平5.3.31基発第203号「振動障害総合対策の推進について」(「振動障害総合対策要綱」)(通信441/法令46-13)
平5.3.31基発第204号「脳血管疾患及び虚血性心疾患等の業務起因性判断のための調査実施要領の一部改正について」(情報185)
平5.3.31基発第205号「地方労災医員の効果的活用体制の整備について」
平5.3.31基発第209号の2「中規模建設工事現場における安全衛生管理の充実について」(法令46-22)
1993. 4. 1 平5.4.1基発第225号「地域産業保健センター事業について」(情報186/通信443/法令46-15)
事務連絡「地域産業保健センター事業の運営について」(情報186/通信443/法令46-15)
平5.4.1基発第227号「都道府県産業保健推進センターの設置について」(情報186/通信443/法令46-15)
1993. 4. 4-8 第13回世界労働安全衛生会議(インド・ニューデリー)
1993. 4. 5 鳥取県労働安全衛生センター設立
1993. 4. 7 北海道金属じん肺原告団・弁護団、「北海道じん肺基金」を設立
1993. 4.12 平5.4.12基発第264号「電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令の施行について」

- (通信444/法令46-16)
1993. 4.26 平5.4.29事務連絡「雇入時の健康診断の趣旨の徹底について」(情報190/法令46-29)
1993. 4.28 第1回労災保険基本問題懇談会
元都立高校教師の生徒の自宅訪問途中で転倒し発症した脳出血に対する地方公務員災害補償基金東京都支部の公務外処分取り消しを求めた訴訟で東京高裁判決(被災者側勝訴)
1993. 5. 6-9 第66回日本産業衛生学会(横浜)
1993. 5. 8-9 全国安全センター・労住医連第1回振動病プロジェクト
1993. 5.10 労働基準法研究会労働契約等法制部会報告「今後の労働契約等法制のあり方について」(法令46-14)
第343回中央労働基準審議会
1993. 5.12 日本道路建設業協会「自律的安全対策アクションプログラム」
1993. 5.17 平5.5.17基発第312号の3「変異原性が認められた化学物質等の取扱いについて」(情報186/通信446/法令46-17)
1993. 5.22-23 第13回労災職業病被災者対策全国集会(彦根)
1993. 5.26 平5.5.26基発第329号・職発第414号・能発第128号「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針の策定について」(情報183)
1993. 6. 2-22 ILO第80回総会(①大規模労働災害の防止第2次討議一第174号条約・第181号勧告採択、②パートタイム労働第1次討議ほか)
1993. 6. 2 改正「労働基準法・時短促進臨時措置法」成立(94.4.1等施行)(46-16・19・21・32・33・35・47-1・2)
1993. 6. 3 改正「社会保険労務士法」成立(94.4.1施行)(法令46-16)
1993. 6. 8 3労連原子力問題研究会議(電機労連・造船重機労連・電力労連)「原子力施設の放射線下労働に関する統一方針」(健康324)
1993. 6.10 「パート労働法」成立(12.1施行)(法令46-17・27・29・31・32・47-2)
1993. 6.11 平5.6.11基発第363号の2「プレス災害防止総合対策の推進について」(通信444/法令46-19)
平5.6.11基発第366号「車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転業務従事者安全衛生教育について」(通信446/法令46-22)
1993. 6.15 「商業及び事務所における衛生に関する条約」(ILO第120号条約)批准(法令46-18)
1993. 6.18 第344回中央労働基準審議会
1993. 6.19 過労死弁護団第6回全国一斉電話相談
1993. 6.20 総務庁行政監察局「労働者災害補償保険事業の運営に関する行政監察結果報告書」
総務庁「労働者災害補償保険事業の運営に関する行政監察結果に基づく勧告」(情報185)
1993. 6.22 平5.6.22発労徴第42号・基発第404号「未手続事業主に対する費用徴収制度の適切な運用について」(法令46-32)
1993. 6.23 「1,2-ジクロロエタンによる健康障害を防止するための指針の公表について」(情報186/速報124/通信444)
トラック持ち込み運転手の作業中の事故に対する横浜南労働基準監督署の労働者性を否定した業務外決定の取り消しを求めた訴訟で横浜地裁が被災者側勝訴判決を下していたことが明らかに
1993. 6.24 平5.6.24事務連絡「平成5年度に行う能力向上教育実施促進事業について」(有機溶剤、足

- 場の組立等、林業架線各作業主任者の能力向上教育)(法令46-29)
1993. 6.25 平5.6.25基発第419号「1,2-ジクロロエタンによる健康障害を防止するための指針について」(速報446/法令46-18)
1993. 6.26 建設業における出稼・下請労働者の労働災害防止対策検討プロジェクトチーム「建設業における出稼・下請労働者の労働災害防止対策検討結果報告書」(速報124/通信445)
1993. 6.29 文部省「教師の心の健康に関する調査研究協力者会議報告」
1993. 6. 「建設業における総合的労働災害防止対策」(法令46-28)
1993. 日経連・産業医問題小委員会報告「産業医活動の課題と方向」(通信446)
1993. 建設業における出稼・下請労働者の労働災害防止対策検討プロジェクト・チームの検討結果報告書(法令46-19)
1993. 7. 1-7 平成5年度(第66回)全国安全週間
1993. 7. 1 平5.7.1発基第60号「労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律について」(法令46-19)
1993. 7. 3 第3回田尻賞表彰式(新潟)
1993. 7. 4 第4回全国労働安全衛生センター連絡会議総会(新潟)
1993. 7. 9 平5.7.9基発第446号の2「プレス機械の安全装置管理指針について」(通信447・448/法令46-26)
1993. 7.15 平5.7.15基発第455号の3「アーチ型の橋梁建設工事における橋げた等の倒壊防止に関する安全総点検の実施について」(速報125/通信446/法令46-29)
1993. 7.21 平5.7.21労働省告示第83号「労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付等に係る給付基礎日額の算定に用いる率を定める告示」(法令46-21)
- 平5.7.21労働省告示第84号「労働者災害補償保険法第8条の2第2項第1号及び第2号等の労働大臣が定める額に関する告示」(法令46-21)
- 平5.7.21労働省告示第85号「労働者災害補償保険法第16条の6第2項等の労働大臣が定める率に関する告示」(法令46-21)
- 平5.7.21基発第475号「労働者災害補償保険法施行規則及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則の一部を改正する省令の施行について」(年金スライド率の算定方法の整備、遺族補償年金の請求等の添付書類の改善)(情報186/法令46-25)
1993. 7.23 平5.7.23基発第480号「車両系建設機械(基礎工事用)特定自主検査者能力向上教育について」(通信447)
1993. 7.28 全国安全センター第7回編集会議(東京)
1993. 7.30 平5.7.30基発第496号「試験施設等に関する安衛法G L P適合確認状況について」(通信447)
1993. 8. 2 労働省告示第91号「エレベーター構造規格」改正
1993. 8. 3 第3回労災保険基本問題懇談会
1993. 8. 9 千葉じん肺訴訟、千葉地裁判決(原告側勝訴)
1993. 8.26 労働省発表「硫酸製造工程等の設備改修作業における亜硫酸ガス中毒等の防止対策の徹底について」(速報126/法令46-25)
1993. 8.27 労働省発表「平成6年度重点施策」(通信448)
1993. 8.30 「平成5年度全国労働衛生週間実施要綱」(速報126)
1993. 8. (財)勤労者リフレッシュ事業振興財団「リフレッシュ休暇制度及びリフレッシュ休暇の取

- 得状況に関する調査報告」(速報126)
1993. 9. 「職業と育児等の両立に関する懇談会報告」(速報126)
1993. 9.20 中央労働基準審議会就業規則等部会
連合「労働安全衛生環境対策指針」(情報188)
1993. 9.24-25 第5回コミュニティ・ユニオン全国交流集会
1993. 9.24 平5.9.24基発第571号「試験施設等に関する安衛法G L P適合確認状況について」(通信451)
1993. 9.27 出稼労働者の安全確保等で通達(通信450)
1993. 9.30 平5.9.30基発第563号「危険又は有害な業務に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針について」(玉掛業務従事者安全衛生教育)(通信451/法令46-29)
- 都立高校教師の狭心症死に対する地方公務員災害補償基金東京都支部の公務外処分の取り消しを求めた訴訟で東京高裁判決(被災者側勝訴)
- 1993.10. 1-7 平成5年度(第44回)全国労働衛生週間
- 1993.10. 1 (社)ニューオフィス推進協議会「ニューオフィス化の指針〈第1指針〉解説版一改訂版一」
発刊(通信451)
- (社)全国労働衛生団体連合会「エイズと職場」発刊(I L O編・労働省労働衛生課監訳)
- 1993.10. 4-14 第4回なくせじん肺全国キャラバン
- 1993.10. 6 平5.10.6基発第592号「『技能実習制度』の導入に伴う労働基準行政の運営について」(通信452/法令46-29)
- 1993.10.12 第346回中央労働基準審議会
- 1993.10.15 「平成4年労働者健康状況調査結果速報」(速報128/通信451)
- 1993.10.18 中央労働災害防止協会「J I S H A安全標識」を制定(通信451)
- 1993.10.20-22 第52回全国産業安全衛生大会
- 1993.10.23-24 第1回労働と健康に関する韓日共同セミナー(ソウル)
- 1993.10.22 労災保険基本問題懇談会
- 1993.10.28 平5.10.28基発第616号「せき髄損傷に併発した疾病の取扱いについて」(情報187)
- 労働省、建設業労働災害防止協会等関係団体に対し、い道工事の安全対策について要請(通信453)
- 1993.10.29 平5.12.29基発第619号「C型肝炎、エイズ及びM R S A感染症に係る労災保険における取扱いについて」(情報190)
- 1993.11. 4 平5.11.4基発第626号「エレベーター構造規格の適用について」(通信455/法令7-3)
- アスベスト規制法をめざす国際交流集会(東京集会)/11.8 広島集会/11.17 大阪集会
石綿対策全国連絡会議第7回総会
- 1993.11. 6-7 第4回労働安全衛生学校(熊本)
- 1993.11. 5 「行政手続法・関係法律整備法」成立(法令46-31)
- 1993.11. 6-7 第4回労働安全衛生学校(熊本)
- 1993.11. 8 第104回中央労働基準審議会労働時間部会
- 1993.11.12 「環境基本法・関係法律整備法」成立(11.19施行、法令46-32)
- 1993.11.19 中央労働基準審議会労働時間部会
連合セーフティ・ネットワーク第1回交流会

- 1993.11.27 第3回出稼労働者の健康を考える集い(横浜)
- 1993.11.30 平5.11.30基発第658号「試験施設等に関する安衛法G L P適合確認状況について」(通信455)
- 1993.12.2 岡山県労働安全衛生センター設立
- 1993.12.3 改正「心身障害者対策基本法」施行(法令46-33)
- 1993.12.6 中央労働基準審議会労働時間部会
- 1993.12.8 中央労働基準審議会労働時間部会
平5.12.8労働省告示第120号「鉄骨の組立て等作業主任者技能講習規程の一部を改正する告示」
- 1993.12.10 中央労働基準審議会労働時間部会
- 1993.12.15 中央労働基準審議会労働時間部会
- 1993.12.16 平5.12.16基発第694号の2「石油化学コンビナート等における爆発災害の防止について」(法令47-5)
- 1993.12.17 中央労働基準審議会労働時間部会
第7回労災保険基本問題懇談会
- 1993.12.20 平5.12.20基発第702号「労働安全衛生法第45条第3項の規定に基づく定期自主検査指針の公表について」(通信455)
- 1993.12.21 中央労働基準審議会労働時間部会
中央労働基準審議会
労働省発表「労働安全衛生規則の一部改正について(ずい道等の建設工事における爆発防止対策の充実)」(速報130)
- 1993.12.20 I L O「障害者の機会均等化に関する標準規則」
- 1993.12.21 三和銀行・中出鍼灸・労災打ち切り訴訟東京高裁判決(被災者側勝訴)
- 1993.12.22 平5.12.22基発第709号「玉掛業務(労働安全衛生法施行令第20条第16号の業務)従事者安全衛生教育について」(通信455/法令47-5)
- 1993.12. 日本経営者団体連盟「企業におけるエイズ予防対策上配慮すべき事項」(通信455)
- 1993.12.27 平5.12.27基発第715号「事業附属寄宿舎規程の一部を改正する省令の施行について」(法令47-3)
- 1994.1.4 平6.1.4基発第1号「労働基準法の一部改正の施行について」(法令47-5)
平6.1.4基発第2号「週40時間労働制への移行等労働時間制度等の改正の概要及び周知について」(法令47-6)
- 1994.1.7 経済企画庁経済研究所「働き過ぎと健康障害」
- 1994.1.10 平6.1.10労発第7号・基発第25号「週40時間労働制への移行等労働時間制度の改正の概要及び周知について」(法令47-6)
- 1994.1.12 平6.1.12基発第29号「鉄骨の組立て等作業主任者技能講習規程の一部を改正する告示の適用について」(法令47-5)
- 1994.1.14 平6.1.14基発第30号「労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針の一部を改正する指針について」(法令47-5)
- 1994.1.19 平6.1.19基発第36号「店社安全衛生管理者に対する能力向上教育について」(法令47-5)
- 1994.1.23 全国安全センター・労住医連第2回振動病プロジェクト(熊本)

- 1994.1.27 全国安全センター・労住医連じん肺プロジェクト世話人会議
- 1994.1.28 第8回労災保険基本問題懇談会
第334回労働者災害補償保険審議会
- 1994.1. 中央労働災害防止協会・職場におけるエイズ教育のあり方研究会報告
- 1994.2.1 第349回中央労働基準審議会
- 1994.2.9 保母の頸肩腕症候群に対する地方公務員災害補償基金大阪府支部の公務外処分取り消しを求める訴訟で大阪高裁判決(被災者側勝訴)
- 1994.2.17 平6.2.17基発第82号「衛生管理者能力向上教育(定期又は随時)について」(通信459)
エックス線等を使用した検査作業による皮膚がんの再審査請求で労働保険審査会が原処分取消決定
- 1994.2.18 平6.2.18基発第83号「交通労働災害防止のためのガイドラインの策定について」(速報132/速報458/法令47-7)
- 1994.2.19 元タクシー運転手の脳内出血に対する佐賀労働基準監督署の業務外処分取り消しを求める訴訟で佐賀地裁判決(被災者側勝訴)
- 1994.2.21 平6.2.21基発第89号「試験施設等に関する安衛法G L P適合確認状況について」(通信460)
第9回労災保険基本問題懇談会
(財)労働問題リサーチセンター「職場におけるエイズ教育のあり方研究会報告」(速報132)
- 1994.2.22 「平成6年度労働基準行政運営方針」(速報132/通信459/法令47-8)
長崎じん肺訴訟最高裁判決(被災者側勝訴)
- 1994.2.23 元消防署員の体力錬成訓練中の脳内出血死に対する地方公務員災害補償基金京都府支部の公務外処分取り消しを求める訴訟で大阪高裁判決(被災者側勝訴)
浜松市職員のごみ収集作業中の重症心室性不整脈死に対する地方公務員災害補償基金静岡県支部の公務外処分取り消しを求める訴訟で東京高裁判決(被災者側勝訴)
- 1994.2.25 中央労働基準審議会
労働省発表「労働安全衛生規則等の一部改正について(届出・報告等の整理)」(速報132)
- 1994.3.3 平6.3.3基発第114号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」(ずい道等の建設工事における爆発防止対策の充実)(通信460/法令47-9)
- 1994.3.5-6 全国安全センター・労住医連第3回振動病プロジェクト
- 1994.3.10 平6.3.10基発第126号「労働者災害補償保険法施行前に従事した有害業務に起因して同法施行後に疾病が発症した被災労働者への同法の適用に関する取扱いの変更等について」(情報193)
- 1994.3.11 平6.3.11基発第132号「『1年単位の変形労働時間制』の運用に当たってのガイドラインについて」(法令47-9)
平6.3.11基発第131号「女子労働基準規則の一部改正について」(法令47-12)
平6.3.31婦発第56号「事業主が講ずるよう努めるべき措置についての指針の一部改正について」(均等法)(法令47-12)
- 1994.3.18 北海道北炭夕張新鉱ガス火災事故訴訟和解
- 1994.3.21-24 第67回日本産業衛生学会(岡山)
- 1994.3.22 日鉄鉱業松尾じん肺訴訟最高裁判決(被災者側勝訴)
- 1994.3.24 通産省、鉱山保安法に基づく石炭鉱山保安規則、金属鉱山等保安規則、石油鉱山保安規則

「安全センター情報」1993年度目次

- を統合した鉱山保安規則を制定・交付(95.4.1施行)
1994. 3.25 労働省発表「労働安全衛生関係手数料令等の一部を改正する政令について」(速報133)
平6.3.25基発第155号「パラ-ニトロクロロベンゼンによる健康障害を防止するための指針について」(通信461)
1994. 3.28 平成6年労働省告示第26号「ゴンドラ構造規格」改正(通信461)
1994. 3.29 事務連絡「振動障害に係る『経過観察』の具体的運用について」(情報192)
1994. 3.30 平成6年労働省令第18号「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令」(葬祭料の定額部分の引き上げ)(情報191/法令47-10)
平成6年政令第99号「労働安全衛生法関係手数料令等の一部を改正する政令」(法令47-11)
1994. 3.31 平6.3.31基発第181号「労働基準法の一部改正の施行に伴う関係通達の改廃について」(法令47-12)
- 中央労働基準審議会
労働省発表「労働安全衛生法の一部改正(許可、認可等の整理及び合理化に関する法律案—外国製特定機械等の使用検査の受検機会の拡大)について」(速報133)
中央労働災害防止協会、パート労働者の労働災害防止のためのガイドライン「食料品製造業編」及び「各種商品小売業編」のパンフレット発刊
1994. 4. 8 労災保険基本問題懇談会
1994. 4.21 平6.4.21基発第257号「学校給食事業における労働災害の防止について」(通信463)
1994. 5.28-29 第14回労災職業病被災者対策全国集会(岐阜羽島)
1994. 7. 1-7 平成6年度(第67回)全国安全週間
1994. 7. 3 第4回田尻賞表彰式
1993. 7.15-17 第5回労働安全衛生学校(北海道)
1993. 7.17-18 第5回全国労働安全衛生センター連絡会議総会(北海道)

注：掲載誌／情報：全国労働安全衛生センター連絡会議「安全センター情報」
速報：全国社会保険労務士会「労働社会保険関係資料 速報」
通信：中央労働災害防止協会「安全衛生通信」
法令：労働法令協会「労働法令通信」

■1990年度特集

- 6・7月号 ①全国安全センター結成総会
②脳・心疾患の労災認定問題
- 8月号 ①精神障害・自殺の労災認定
②振動病をめぐる状況
- 9月号 夜勤・交代制労働
- 10月号 アスベストによる健康被害
- 11月号 出稼ぎ過労死は業務上災害
- 12月号 改正労災保険法施行通達
- 1月号 ①なくせじん肺全国キャラバン
②規制法制定めざし600人が集会とデモ
③外国人労働者をめぐる諸問題
- 2月号 対談／将来を見据えた労災保険・労働
- 増刊号 じん肺合併肺がん問題資料集
- 3月号 外国人労働者の労災白書
- 増刊号 脳・心臓疾患の労災認定問題資料集

■1991年度特集

- 4月号 労働相談活動の中の労災問題
- 5月号 労働時間をめぐる問題
- 6月号 アスベスト規制法制定をめざす
- 7・8月号 ①全国安全センター第2回総会
②改正労災保険法第3次分施行
- 9月号 参加型安全衛生活動の考え方・進め方
- 10月号 過労死労災闘争の相次ぐ勝利
- 11月号 派遣労働をめぐるトラブル
- 12月号 じん肺裁判判決
- 1月号 ILOマニュアルの活用
- 2月号 アジアの職業病・公害病を考える
- 3月号 ①腰痛予防ベルト
②虚偽報告・労災隠し

■1992年度特集

- 4月号 労災補償制度の改革
- 5月号 外国人労働者の労災白書92年版
- 6月号 労災補償制度の改革2
- 7月号 アスベスト110番・規制法
- 8月号 追悼・佐野辰雄先生
- 9月号 快適職場形成促進事業
- 10月号 職場の化学物質対策
- 11・12月号 職場改善トレーニング
- 1月号 建設業の労災防止対策
- 2月号 「産業被害と人権」国際民衆法廷
- 3月号 エイズを知る

93 4月号

1993年3月15日発行 44頁 800円

■特集／産業医のあり方を考える

- 産業医のあり方に関する検討会報告をめぐって 阪神医療生協診療所 山下五郎… 2
- 産業医活動の現状と問題点
産業医学振興財団の1991年調査から…………… 2
- 産業保健センターを設置
平成5年度労働省「勤労者の健康確保対策」…12
- 産業医のあり方に関する検討会報告…………… 28
- 第3回労働安全衛生学校
宮崎開催から熊本、大分でも
全国安全センター事務局長 古谷杉郎…15
- 今後の労安活動に方向づけ

宮崎◆武田安哉男…17

管理職にも聞かせたい 熊本◆中島扶美博…18
 権利確立の闘いとして 大分◆河野 康臣…19
 快適職場と関連づけて 京都◆笹生 達朗…19
 【各地の便り】

自動車組立ライン作業で悪性中皮腫
 広島●ひろがるアスベスト被害…21
 くらしの相談何でも
 新潟●安全衛生センターが新事業…23
 全化学物質のデータシートを請求
 東京●化学物質表示制度学習会から行動へ…23
 厚生・通産も表示制度実施
 労働省●化学物質データシートで追加通達…24
 高槻・豊中の6名に公務外
 大阪●指曲がり症第2次認定 ……26
 孫請けで危険・過酷な労働
 東京●江東区ガス爆発事故の出稼労働…26
 新連載予告●井上浩「監督官労災日記」…27

93 5月号

1993年4月15日発行 46頁 800円

■特集／労働安全衛生法と労働者の権利

労働安全衛生法改正への提言
 自治体労安研安衛法ワークショップ…2
 安全衛生に関する労働者代表の権利
 ヨーロッパ17か国における調査I ……14
 連載①井上浩「監督官労災日記」…27
 指針・通達による化学物質等健康障害予防措置
 1.4-ジオキサン指針とガラス繊維通達
 全国安全センター事務局長 古谷杉郎…31
 ガラス繊維及びロックウールの労働衛生に
 関する指針について
 平成5年1月1日基発第1号…35

【各地の便り】

肺機能問題をめぐって議論
 北海道●札幌で第4回じん肺プロジェクト …42
 親睦会花見後の通勤災害認定
 千葉●一旦帰社し後片付けと戸締り…42
 商業・事務所衛生条約批准へ

政府●昨年の安衛法改正でILO条約批准…43
 石綿疾患・じん肺の労災認定
 神奈川●横須賀での最近の取り組み事例…44
 トンネルじん肺訴訟の早期解決を
 徳島●8つの弁護団が集まって会議 ……45

93 6月号

1993年5月15日発行 50頁 800円

■特集／外国人労働者の労働災害 93

モハメッド・イクバル右腕切断事件
 横浜法律事務所・弁護士 三木恵美子…2
 外国人労働者の労働災害をめぐる最近の特徴
 全国安全センター事務局 矢尾伸哉…13
 関西における取り組み
 関西安全センター 西野方庸・安藤慎吾…25
 資料／不法就労外国人に対する災害補償の
 状況…29
 外国人労働者に係る安全衛生基本対策
 中央労働災害防止協会・検討委員会…31
 連載②井上浩「監督官労災日記」…34

安全衛生に関する労働者代表の権利
 ヨーロッパ17か国における調査II ……38

【各地の便り】

外国人労働者が一日行動
 東京●150人の参加で企業・関係機関と交渉…44
 民間の「指曲がり症」は却下
 広島●申請から4年・広島中央労基署…46
 教師にもアスベスト被害
 オーストラリア●衛生放送で紹介された実態46
 健康安全プロジェクトを設置
 東京●定期大会で職場改善トレーニング…48
 労災職業病再発防止で通達
 労働省●液化酸素製造・レーヨン製造工程 …49

93 増刊号

1993年6月15日発行 100頁 1,600円

■特集／化学物質危険有害性表示制度

化学物質危険有害性表示制度活用のポイント
 全国安全センター事務局長 古谷杉郎…2

【関係資料】

労働省告示●平成4年7月1日労働省告示第60号
 化学物質等の危険有害性等の表示に関する
 指針…16

労働省通達●

平成4年7月1日基発第394号
 「化学物質等の危険有害性等の表示に関する
 指針」について…19
 平成5年1月21日基発第43号
 化学物質等の危険有害性等の表示に関する
 指針の運用について…28
 平成5年3月22日事務連絡
 化学物質等の危険有害性等の表示に関する
 指針別表の有害性に該当する化学物質等に
 ついて…29

厚生・通産告示●平成5年3月26日告示第1号
 化学物質の安全性に係る情報提供に関する
 指針…30

ILO条約●1990年6月25日ILO第170号条約
 職場における化学物質の使用の安全に関する
 条約…33

ILO勧告●1990年6月25日ILO第177号勧告
 職場における化学物質の使用の安全に関する
 勧告…38

日化協通知●平成4年8月28日
 化学物質等の危険有害性等の表示に関する
 指針について…44

日化協作成指針●平成4年8月日本化学工業協会
 厚生省生活衛生局生活化学安全対策室
 通商産業省基礎産業局化学品安全課 監修
 労働省労働基準局安全衛生部化学物質調査課
 製品安全データシートの作成指針…45

第1部 データシートの様式…47
 第2部 データシートの記載要領…50
 第3部 分類基準に該当しない製品…76
 第4部 分類基準の解説…76
 付録 製品安全データシートの作成例…82

93 7月号

1993年6月15日発行 50頁 800円

■特集／第13回世界労働安全衛生会議

転換に向かう世界の安全衛生活動
 全国安全センター事務局長 古谷杉郎…2
 ハリバート・マイヤーILO事務局次長の
 開会式でのあいさつ…9
 チャンドラ・ピナゴタILO労働条件・環
 境局労働安全衛生部長の基調報告…11
 世界会議発表ポスター：
 Experience on Worker Education and
 Training in Occupational Safety and
 Health ……16

七沢リハビリ労組鍼灸訴訟判決
 横浜地裁が「ふまじめ判決」…18
 判決全文…20

安全衛生に関する労働者代表の権利
 ヨーロッパ17か国における調査III…26
 連載③井上浩「監督官労災日記」…32

被災労働者の社会復帰対策の推進について
 平成5年3月22日基発第172号 ……36
 【各地の便り】

鳥取に安全センター設立
 鳥取●設立直後に過労死110番 ……46
 労災職業病相談室を設置

愛媛●松山市内の社会文化会館に…47
 炎天下トラクター運転での脳梗塞
 広島●県立畜産試験場公災認定…47

給食調理員の頸肩腕障害認定
 東京●八王子市学校給食での取り組み…49

93 8月号

1993年7月15日発行 50頁 800円

新潟で全国安全センター第4回総会 ……2
 人間と環境シンポジウム

新潟県安全衛生センター 高見 優… 4
 第2回田尻賞 …………… 6
 「虚大怪発」に反対貫く
 元青森県六ヶ所村村長 寺下力三郎さん… 6
 外国人労働者の医療互助会
 みなとまち健康互助会代表 平間正子さん… 9
 ヨーロッパ労災職業病会議報告①
 “けいわん患者は海を越える”中島由美子…12
 ■特集／外国人労働者の雇用・労働条件指針
 労働省が新たに指針を策定……………20
 外国人労働者の雇用・労働条件に関する
 指針関係 平成5年5月26日基発第329号・
 職発第414号・能発第128号 ……………23
 平成5年5月26日基監発第329号・外雇発第
 24号・業調発第22号・需調発第15号・開発第
 25号……………25
 外国人雇用状況報告制度
 平成5年4月1日職発第248号……………32
 平成5年4月1日外雇発第1号・業調発第12号 33
 連載④井上浩「監督官労災日記」……………37
 【各地の便り】
 台湾からの支援要請で日本企業に申し入れ
 台湾●合弁会社・9年前の火傷の補償問題…………41
 三池CO裁判30年目の勝利
 福岡●原告団・支援共闘らの苦闘が結実…………44
 模擬安全衛生委員会を実施
 東京●東京水道労組の労働安全衛生講座…………46
 認定・補償のあり方を検討
 滋賀●彦根で第13回被災者全国集会…………47
 立替払対象限度額引き下げ
 労働省●4月から賃確法施行令改正 ……………48
 福祉用具の開発・普及促進
 厚生・通産省●促進法が成立……………48
 ノン・アス社会への展望
 東京●めざす会がシンポジウム……………49

93 9月号

1993年8月15日発行 54頁 800円

■特集1／原発労災
 浜岡原発下請労働者の労災申請
 嶋橋原発労災弁護団 海渡雄一… 2
 息子 伸之のこと 嶋橋美智子… 4
 電離放射線に係る疾病の業務上外認定基準
 昭和51年11月8日 基発第810号 ……………12
 ■特集2／騒音障害防止ガイドライン
 対象騒音職場の範囲の拡大と対策推進で
 一歩前進 労働科学研究所 伊藤昭好…18
 資料1/改正労働安全衛生規則……………21
 資料2/改正作業環境測定基準……………23
 資料3/改正作業環境測定基準の解説通達…………25
 資料4/騒音障害防止のためのガイドライン…27
 資料4-2/ガイドラインの解説……………31
 第2回田尻賞表彰式(続)
 被災者を地域で孤立させない
 新潟医療生協検診センター長 斎藤恒さん…39
 連載⑤井上浩「監督官労災日記」……………44
 【各地の便り】
 自動車工場でアスベスト労災認定
 広島●組立ラインで悪性腹膜中皮腫……………48
 原発肺がんを転移性と誤認
 東京●亀戸労基署のズサンな調査……………49
 神奈川県労災職業病センター設立15周年…………50
 両遠位橈尺関節弛緩症の認定
 埼玉●冷凍庫内の仕分け作業で発症……………51
 特別加入者の給付基礎日額を一部改正
 労働省●3000円の最低区分を廃止……………52
 造船多技能工のアスベスト肺がん
 広島●混在作業での暴露浮き彫りに……………53
 梱包作業での両手首腱鞘炎認定
 東京●中国帰国者の女性の事例……………54

93 10月号

1993年9月15日発行 50頁 800円

■特集／行政監察結果に基づく勧告
 職業病認定事務迅速化などを勧告
 平成5年6月 総務庁 労災保険事業の運営に

関する行政監察結果に基づく勧告…………… 2
 脳・心臓疾患の労災認定
 最長調査に2年以上の事例も
 総務庁の行政監察結果報告書から……………20
 労災認定調査様式を変更
 平成5年3月31日 基発第204号……………27
 ヨーロッパ労災職業病会議報告②
 ケイワン体験をビデオ撮影 中島由美子…35
 連載⑥井上浩「監督官労災日記」……………41
 【各地の便り】
 「働き続けて増悪」は業務上
 大分●タクシー運転手のくも膜下出血……………45
 参加型トレーニングの1日コース
 東京●日本電気計器検定所労組……………47
 環境絵本を翻訳 出版へ
 熊本●英会話学ぶ主婦グループ……………48
 診断書あるのに復帰は困る？
 兵庫●腰痛被災者の段階的職場復帰……………49
 外国人労働者問題に学生も関心
 南大阪・尼崎●学生フィールド合宿……………50

93 11・12月号

1993年11月15日発行 64頁 800円

■特集1／職場改善の国際経験
 職場改善を図る国際協力にみる3つの動向
 前ILO労働条件・環境局長 小木和孝… 2
 ■特集2／企業のアルコール・ドラッグ対策
 日常生活の管理強化と人権無視が問題
 全国安全センター事務局 矢尾伸哉…15
 振動病患者のリハビリ作業農園
 北海道職・研センター 三宅正之…30
 都道府県産業保険推進センター・地域産業保険
 センター活動開始……………37
 連載⑦井上浩「監督官労災日記」……………43
 変異原化学物質健康障害防止徹底に
 旧通達群廃止し指針を策定……………47
 【各地の便り／世界から】
 競艇場の窓口業務で職業病

兵庫●手根管症候群などを労災認定……………52
 新しい労災「上肢ジストニア」症
 京都●タイヤ交換作業で発症の審査請求…………53
 もっと素敵に WORK & LIFE
 神奈川●高教組が高校生向けパンフレット…55
 「たのしみ」テーマにフォーラム
 福井●脊損連合会第20回全国総会……………56
 年金スライド率の算定方法の改訂
 労働省●遺族請求等の添付書類も改訂…………58
 建設業における安全衛生問題
 アメリカ●労働組合の参加の必要性……………60
 労働者、冬の時代へ
 スウェーデン●病休・労災補償制度の改悪…63
 安全衛生、前進は緩やかに
 南アフリカ●実効性確保は労働組合の役割…64

94 1月号

1993年12月15日発行 54頁 800円

■特集／第1回日韓共同セミナー
 勧告のか労使相談センター開設を契機に
 日韓共同セミナーを開催
 全国安全センター事務局長 古谷杉郎… 2
 【韓国発表】
 過労死の医学的考察
 労健研事務局長・家庭医学専門医 趙定振…18
 韓国における過労死の現状と問題点
 労健研共同代表・弁護士 李慶雨…26
 石綿取扱事業場労働者の石綿暴露実態
 職業病研究所諮問委員 白南源…35
 【韓国資料】
 労働と健康研究会の紹介……………16
 労働災害・職業病統計……………23
 業務上災害認定基準・過労死の認定基準…………24
 石綿による疾病の認定基準……………38
 せき髄損傷に合併した疾病の取扱いで新通達…39
 連載⑧井上浩「監督官労災日記」……………44
 【各地の便り／世界から】
 サハリン州との労災職業病交流

1993年度収支決算案

(1993年4月1日から1994年3月31日まで)

1) 収入の部

勘定科目	決算額	前年度 決算額	増減	予算額	増減
地域センター会費	1,065,000	1,530,000	△465,000	1,500,000	△435,000
賛助会員会費	3,695,000	6,644,600	△2,949,600	7,500,000	△3,805,000
購読会員会費	615,000	784,500	△169,500	1,000,000	△385,000
寄付金収入	2,382,000	1,935,000	447,000	1,000,000	1,382,000
安全学校参加費等	982,040	1,320,500	△338,460	1,500,000	△517,960
資料等頒布収入	335,490	566,050	△230,560	500,000	△164,510
雑収入	2,530,280	1,272,584	1,257,696	1,000,000	1,530,280
前期繰越金	1,866,311	499,409	1,366,902	1,866,311	0
合計	13,471,121	14,552,643	△1,081,522	15,866,311	△2,395,190

2) 支出の部

勘定科目	決算額	前年度 決算額	増減	予算額	増減
人件費	5,295,961	2,977,653	2,318,308	5,500,000	△204,039
事務局長	(2,872,704)	(2,737,653)	(135,051)		
アルバイト	(2,423,257)	(200,000)	(2,223,257)		
活動費	1,514,810	2,088,944	△574,134	1,500,000	14,810
安全学校運営費	982,040	1,324,090	△342,050	1,500,000	△517,960
機関紙等印刷費	3,174,442	2,350,372	824,070	3,000,000	174,442
機関紙印刷費	(2,608,609)	(2,050,309)	(558,300)		
その他印刷費	(565,833)	(300,063)	(265,770)		
通信運搬費	952,253	1,016,451	△64,198	1,000,000	△47,747
電話・FAX代	(190,648)	(220,489)	(△29,841)		
郵送料等	(761,605)	(795,962)	(△34,357)		
什器備品費	459,939	602,700	△142,761	500,000	△40,061
図書資料費	450,964	628,844	△177,880	500,000	△49,036
消耗品費	352,552	413,512	△60,960	400,000	△47,448
会議費	507,687	529,480	△21,793	500,000	7,687
頒布用資料費	32,270	443,600	△411,330	300,000	△267,730
雑費	287,252	310,686	△23,434	300,000	△12,748
予備費	0	0	0	868,991	△868,991
小計	14,010,170	12,686,332	1,323,838	15,868,991	△1,858,821
次期繰越金	△539,049	1,866,311	△2,405,360		
合計	13,251,121	14,552,643	△1,301,522		

- 北海道●職業病治療のサナトリウム……48
- 船内偽装でアスベスト被災
- 広島●造船の町・呉で相次ぐ労災認定……49
- 外国人死亡災害23件の行方
- 労働省●労災請求済14件・遺族不明5件……50
- 通勤途中で暴行を受け死亡
- 神奈川●満員電車内でのトラブルに認定を……51
- 作業ストレスの予防
- ILO●個人対策より作業改善と参加……52

94 2月号

1994年1月15日発行 60頁 800円

- 特集/源進レーヨン二硫化炭素中毒
- レーヨン工場の二硫化炭素中毒
- 第1回日韓共同セミナーから …………… 2
- 源進レーヨン職業病の実態と問題点
- 韓国：源進レーヨン労組 チェ・スギョン… 4
- 二硫化炭素中毒の実態とこれからの課題
- 日本：全国安全センター議長 原田正純… 8
- 二硫化炭素中毒の職業病認定制度上の問題
- 及び変遷過程 韓国：医師 梁吉承…14
- 【資料】
- 源進レーヨン職業解決を促す韓日共同声明…13
- 源進レーヨン労働組合と会社の合意書………21
- 連合：労働安全衛生環境対策指針………23
- 非災害性腰痛(港湾病)と障害等級
- 兵庫医療生協神戸診療所 逢坂 裕…35
- 連載◎井上浩「監督官労災日記」………47
- 【各地の便り/世界から】
- 労働安全衛生の未来を語る
- 大阪●関西センター設立20周年でシンポ……51
- 地域の労働安全衛生活動活性化を
- 東京●八王子労働安全衛生ネットワーク……53
- 九州中心80名の参加で第4回学校
- 熊本●大牟田市職労の経験に学ぶ………54
- バイク宅急便ライダーに労災適用
- 東京●形式は委託でも実態は労働者………55
- リーマン・プロダクション

- WHIN●「ムダのない生産」日本的経営…56
- 労働省●社会復帰対策要綱の運用で通達………59

94 3月号

1994年2月15日発行 50頁 800円

- 特集1/農業労働災害
- 機械化・高齢化の中で減らない農業労働災害
- 全国安全センター事務局 矢尾伸哉… 2
- 特集2/アスベスト
- ひろがる国際交流と被害の掘り起こし………17
- 資料：石綿対策全国連絡会議第7回総会議案…20
- 【国際交流集会/オーストラリア】
- アスベスト疾患協会の取り組み
- ブルース・ホーガン…24
- 肺炎による死亡で初の労災認定
- S工芸●マウントサイナイ大医師鑑定意見28
- 会社の責任で退職者検診
- 秩父セメント●遺族が損害とともに要求…29
- 退職者自ら自主検診の取り組み
- 日本バルカー●元同僚の死亡労災認定も…33
- 発電所労働者遺族が裁判提訴
- 四国電力●労災制度知らされず時効に………36
- 連載◎井上浩「監督官労災日記」………40
- 【各地の便り/世界から】
- シルバー人材センター労災棄却
- 大阪●「通常の雇用関係でない」と審査官…44
- 外国人労災一帰国後の障害認定
- フィリピン●来日せずに障害年金5級認定 ……44
- 「安全データシート」の整備へ
- 化学業界●94年3月完了めざし動き ……46
- 教員の心の健康等に関する調査
- 文部省協力者会議●復職判定の厳格化等………48
- アスベスト・ストーリーの裏側
- ヨーロッパ●緑の党が最近の状況をパンフに49
- 農業による遅発性神経中毒
- アメリカ●厳格で実効性ある試験制度を………50

賃借対照表(1994年3月31日まで)

1) 資産の部

勘定科目	金額		前年度末現在金額	
	金	額		
現金	11,836		498,107	
預金				
普通預金(東京労働金庫田町支店)	34,142		1,209,728	
普通預金(東京労働金庫田町支店)	30,087		30,000	
郵便振替(東京貯金事務センター)	49,186		328,476	
資産合計		125,251		2,066,311

2) 負債及び正味財産部

勘定科目	金額		前年度末現在金額	
	金	額		
借入金	300,000		200,000	
未払金	364,300		0	
負債合計		664,300		200,000
次期繰越金	△539,049		1,866,311	
正味財産合計		△539,049		1,866,311
負債及び正味財産合計		125,251		2,066,311

1994年度活動方針案

1994年4月からいよいよわが国で週40時間労働制が施行されました。しかし、実際に週40時間制が適用されたのは事業場数で約5%、労働者数で4分の1強に過ぎませんし、実効性のある時間外・休日労働が伴っていません。また、男女双方に対する夜業規制を強化するのではなく、女子の夜業規制を緩和させるなど女子規制の緩和等も取り沙汰されています。拡大される変形労働時間制、さらにはサービス残業の存在等々を考えれば、真の週40時間労働制の実現は今後の取り組みにかかっています。

過労・ストレスがますます増大し、社会問題化しつつある今日、労働安全衛生の立場からも重要な課題であり、私たち自身の働き方、産業社会のあり方を見直すようなダイナミックな運動が求められていると言えるのではないのでしょうか。そして、その際大切なことはILOがストレス対策の視点として指摘しているように、個人対策や起きてしまった健康被害に対する補償の問題以上に、作業内容・作業環境等の改善—問題の根源を取り除く基本的解決を図ることです。

①個人対策や補償対策から作業・職場改善へ、②事業主の安全衛生責任の徹底、③労働者・住民の知る権利の確立、等をキーワードに、参加型・自主対応型の労働安全衛生の取り組みを進展させていきたいと思います。

全国安全センターは、小粒とはいえ、地域での労働安全衛生活動の発展に貢献し、具体的に見えてきたアジアや世界の仲間たちとの交流・連携を一層進める中で、大きな展望をもって着実に前進していきたいと考えています。

今年度は、以下の点を重点課題として取り組みます。

1 労働省交渉の実施など法令改正・諸問題での行政等への働きかけの強化

4年ぶりの労災補償法制や石綿規制など労働安全衛生関係法令の見直しが今年度の具体的日程にのぼり、情報公開、廃棄物等環境対策、障害者・高齢者・医療問題など労災職業病・労働安全衛生と密接な関係のある分野で政策の見直しが進められています。

全国安全センターではこれまでも、個別課題で関係団体とともに労働省交渉を行ってきましたが、法令改正問題での意見の提起、及び、具体的な諸問題や各地の労働基準監督署・労働基準局との交渉事案などを踏まえた労働省交渉の実施など、行政等への働きかけを強化します。

2 振動病プロジェクト・じん肺プロジェクト等

森林労連から要請のあった慢性期振動病における調査研究(振動病打ち切り被災者の実態全国調査)に

ついて、労働者住民医療機関連絡会議と協力して、6月中を目標に報告書を完成させます。振動病プロジェクトについては、引き続き、振動障害被災者の障害認定のあり方等を中心に検討を進め、それらの成果を医療面や行政面に反映させていくよう努力します。

また、振動病プロジェクトを引き続き推進し、産業衛生学会のじん肺研究会の作業や大分じん肺合併肺がん訴訟の福岡高裁判決等の動きをにらんで迅速に必要な対応ができるようにします。

3 職場改善事例集の作成等、参加型の労働安全衛生活動の普及

いくつかの地域センター、労働組合等で企画されている参加型の安全衛生講座・学習会等に積極的に協力し、その中で、様々な条件に合わせたモデル・プログラムの開発を引き続き継続します。

また、職場改善事例やトレーニング用教材を写真・スライド・ビデオ等で集積し、活用できるようにしていきたいと思えます。神奈川労災職業病センターに協力して、「体操」ビデオ・パンフレットの作成・普及を追求します。

4 労働安全衛生学校の北海道(7月)、大分(8月)等での開催

第5回労働安全衛生学校(労働と健康フォーラム in HOKKAIDO)を94年7月15日(金)-7月17日(日)に北海道札幌市の定山溪温泉「溪流荘」で、また、第6回労働安全衛生学校を94年8月27日(土)-29日(日)に大分県別府市「豊泉荘」で開催します。前者は(社)北海道労働災害・職業病研究対策センター、後者は、宮崎一第3回及び熊本一第4回と同様、(社)大分県勤労者安全衛生センター、熊本県労働安全衛生センター、旧松尾鉱山被害者の会の3団体、と全国安全センターの共催で、各々地元地方連合や医療機関等の後援を受けられることになりました。とします。また、第7回以降についても、関東等での開催を企画しています。

なお、他の地域でも可能であれば開催したいと思えます。

5 快適職場指針、化学物質安全データシート活用の促進等

昨年相次いで策定された快適職場指針、安全データシートを中心とした化学物質等の危険有害性表示制度の活用を促進します。これは、労働者参加の安全衛生、知る権利をはじめとした権利の確立という大目標の実現に向けて、有効であると考えからです。1993年6月に作成した安全センター情報増刊号「化学物質の危険有害性表示制度の活用」等を利用し、活用事例の紹介等も行っています。

6 健康被害の掘り起こしとアスベスト規制法制定をめざす取り組み

アスベスト規制法の制定をめざし、アスベスト規制法制定をめざす会、石綿対策全国連絡会議とともに取り組みます。今年度は、とくに労働省がアスベストに関する規制の全面見直しを検討することとしているところから、労働安全衛生面での規制強化について働きかけを強化します。

また、引き続きアスベスト健康被害の掘り起こしを進めます。アスベスト110番については、地域、業種等を絞った集中的な相談・調査活動を追求します。

7 アジア等のNGO等との交流促進

英文ニューズレター「WORKING ENVIRONMENT AND POLLUTION PROBLEMS」の季刊発行=定期化を追求し、アジア等のNGO等の継続的な情報交換を確立します。

また、第2回日韓共同セミナーの開催、アジアの労災職業病・被災者団体のネットワークとして形成されたAVHFE(Asian Victims for a Hazard Free Environment=災害のない環境をめざすアジアの被災者)の活動への協力等、具体的課題での相互交流・協力を推し進めます。

8 労災相談マニュアルの作成

労災相談マニュアルの作成をめざします。

9 財政基盤の確立

専従2名体制を支える財政基盤を確立するため、早急に賛助会員・購読会員合わせて400人の目標の実現、会費収入以外の収入の拡充に取り組みます。

1994年度収支予算案

(1994年4月1日から1995年3月31日まで)

1) 収入の部

勘定科目	予算額	前年度 決算額	増減	前年度 予算額	増減
地域センター会費	2,000,000	1,065,000	935,000	1,500,000	500,000
賛助会員会費	7,500,000	3,695,000	3,805,000	7,500,000	0
購読会員会費	1,000,000	615,000	385,000	1,000,000	0
寄付金収入	1,500,000	2,382,000	△882,000	1,000,000	500,000
安全学校参加費等	1,500,000	982,040	517,960	1,500,000	0
資料等頒布収入	500,000	335,490	164,510	500,000	0
雑収入	1,500,000	2,530,280	△1,030,280	1,000,000	500,000
前期繰越金	△539,049	1,866,311	△2,405,360	1,866,311	△2,405,360
合計	14,960,951	13,471,121	1,489,830	15,866,311	△905,360

2) 支出の部

勘定科目	予算額	前年度 決算額	増減	前年度 予算額	増減
人件費	6,000,000	5,295,961	704,039	5,500,000	500,000
活動費	1,500,000	1,514,810	△14,810	1,500,000	0
安全学校運営費	1,500,000	982,040	517,960	1,500,000	0
機関紙等印刷費	3,000,000	3,174,442	△174,442	3,000,000	0
通信運搬費	1,000,000	952,253	47,747	1,000,000	0
什器備品費	300,000	459,939	△159,939	500,000	△200,000
図書資料費	400,000	450,964	△50,964	500,000	△100,000
消耗品費	400,000	352,552	47,448	400,000	0
会議費	400,000	507,687	△107,687	500,000	△100,000
頒布用資料費	200,000	32,270	167,730	300,000	△100,000
雑費	200,000	287,252	△87,252	300,000	△100,000
予備費	60,951	0	60,951	866,311	△805,360
合計	14,960,951	14,010,170	950,781	15,866,311	△905,360

1994年度役員体制案

- 議長 原田 正 純(熊本大学助教授、熊本県労働安全衛生センター副理事長)
- 副議長 天明 佳 臣(労働者住民医療機関連絡会議議長、医師)
- 井上 浩(自治体労働安全衛生研究会副会長、元労働基準監督官)
- 栗林 賢 一(北海道医療生活協同組合常務理事)
- 浜田 喜 彦(財団法人高知県労働安全衛生センター専務理事)
- (社団法人大分県勤労者安全衛生センター)
- 運営委員 西 晶 正(三多摩労災職業病センター事務局長、弁護士)
- 西田 隆 重(社団法人神奈川労災職業病センター専務理事)
- 白石 昭 夫(愛媛県労災職業病対策会議事務局長)
- 原 知 之(自治体労働安全衛生研究会事務局次長)
- 飯田 裕(尼崎労働者安全衛生センター事務局次長)
- ()
- ()
- ()
- 事務局長 古谷 杉 郎(専 従)
- 事務局次長 西野 方 庸(関西労働者安全センター事務局長)
- 飯田 勝 泰(東京東部労災職業病センター事務局)
- 事務局員 矢尾 伸 哉(専 従)
- 会計監査 平野 敏 夫(東京東部労災職業病センター代表)
- 小澤 公 義(三多摩労災職業病センター事務局)
- 特別顧問 五島 正 規(衆議院議員)
- 顧問 鈴木 武 夫(元国立公衆衛生院院長)

規 約

第1章 総 則

- 第1条 このセンターは、全国労働安全衛生センター連絡会議(略称・全国安全センター)という。
- 第2条 このセンターは、事務所を東京都に置く。
- 第3条 このセンターは、地域安全(労災職業病)センター相互の交流・連携・共同の取り組みを通じて、労働災害・職業病の絶滅、労働安全衛生対策の充実及び被災労働者に対する十分な補償の実現をはかり、もって働く者の安全と健康、福祉の向上に寄与することを目的とする。
- 第4条 このセンターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) 労災補償、安全衛生等に関する制度の改悪を許さず、働く者の立場に立った制度・政策の確立のための取り組み
 - (2) 労働安全衛生活動の交流、相談
 - (3) 地域安全(労災職業病)センター活動の拡大のための取り組み
 - (4) 資料の収集と提供、機関紙等の発行
 - (5) 労働安全衛生等に関する教育、研究
 - (6) 内外の関係諸団体、医師、専門家等との協力、提携
 - (7) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

- 第5条 このセンターの会員は、次の3種とする。
- (1) 地域センター会員 このセンターの目的に賛同して入会した地域安全(労災職業病)センター又はこれに準じた団体
 - (2) 賛助会員 このセンターの目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した者
 - (3) 名誉会員 このセンターに功労があった者又は学識経験者で、総会において推薦された者
- 第6条 地域センター会員及び賛助会員になろうとする者は、入会申込書を議長に提出し、運営委員会の承認を得なければならない。
- 第7条 地域センター会員及び賛助会員は、総会において別に定めるところにより会費を納入しなければならない。
- 第8条 会員は、次の一に該当したときその資格を失う。
- (1) 会員自ら退会を申し出たとき。
 - (2) 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。
 - (3) 地域センター会員及び賛助会員で、理由なく会費を1年以上納入しないとき。
 - (4) その他総会の議決で会員として適当でないと決定したとき。
- 第9条 既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役 員

第10条 このセンターに次の役員を置く。

- (1) 議長 1名
- (2) 副議長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 若干名
- (5) 運営委員 若干名
- (6) 監事 2名

第11条 議長は、このセンターを代表し、会務を統括する。

副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、これを代行する。

事務局長は、常時会務を処置する。

運営委員は、運営委員会を構成し、会務の執行を決定する。

監事は、このセンターの経理を監査する。

第12条 役員は、総会において会員のうちから選任する。役員の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。

第13条 議長は、運営委員会の議を経て、顧問を委嘱することができる。顧問は、会務に関し、運営委員会の諮問に応じ、意見を述べることができる。

第14条 このセンターの事務を処理するために、事務局長及び事務局次長その他の事務局員からなる事務局を置く。その他事務局員は、運営委員会の議を経て、議長が任免する。

第15条 議長は、運営委員会の議を経て、専門委員会や特別調査会等の機関を設けることができる。

第4章 総会及び運営委員会

第16条 総会は、会員をもって構成する。

総会は、通常総会及び臨時総会とし、議長が召集する。

通常総会は、毎年1回開催し、活動方針及び予算の決定、役員を選出、活動報告及び決算の承認その他このセンターの運営に関し重要な事項を議決する。

臨時総会は、議長が必要と認めるとき又は総会員の3分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

第17条 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

総会に出席することのできない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、総会の成立及び議決については、出席者とみなす。

第18条 運営委員会は、議長、副議長、事務局長、事務局次長及び運営委員をもって構成する。

運営委員会は、総会の議決した事項の執行に関すること、総会に付議すべき事項、その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項について議決する。

運営委員会は、議長が召集し、その運営は総会に準ずる。

第5章 会 計

第19条 このセンターの経費は、会費、寄付金、事業収入、及びその他の収入によってまかなう。

第20条 このセンターの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第21条 このセンターの決算は、総会の承認を得なければならない。

附 則

第22条 この規約の改廃は、総会の議を経なければならない。

第23条 この規約は1990年5月12日より実施する。

会費規定

全国労働安全衛生センター連絡会議は、規約第7条の規定のに基づき、会員の会費に関する規定を次のとおり定める。

第1条 地域センター会員の会費は、年額1口1万円で1口以上とする。

第2条 賛助会員の会費は、年額1口1万円で1口以上とする。

第3条 地域センター会員会費及び賛助会員会費には、機関紙の購読料が含まれるものとする。

附 則 この会費規定は1990年5月12日より実施する。

1991年6月2日一部改正。

購読会費規定

第1条 全国労働安全衛生センター連絡会議の機関紙「安全センター情報」の購読会費を次のとおりとする。

1部	年額10,000円(送料込み)	6部	年額45,000円(送料込み)
2部	年額19,000円(送料込み)	7部	年額49,000円(送料込み)
3部	年額27,000円(送料込み)	8部	年額52,000円(送料込み)
4部	年額34,000円(送料込み)	9部	年額54,000円(送料込み)
5部	年額40,000円(送料込み)	10部以上	1部につき年額6,000円(同上)

第2条 購読会員は、規約第5条の会員には含まれない。

附 則 この会費規定は1991年6月2日より実施する。

全国労働安全衛生センター連絡会議

108 東京都港区三田3-1-3 M・Kビル3階

TEL (03)5232-0182/FAX (03)5232-0183

- 北海道●社団法人 北海道労働災害・職業病研究対策センター
004 札幌市豊平区北野1条1丁目6-30 医療生協内 TEL(011)883-0330/FAX(011)883-7261
- 東 京●東京東部労災職業病センター
136 江東区亀戸1-33-7 TEL(03)3683-9765/FAX(03)3683-9766
- 東 京●三多摩労災職業病センター
185 国分寺市南町2-6-7 丸山会館2-5 TEL(0423)24-1024/FAX(0423)24-1024
- 東 京●三多摩労災職業病研究会
185 国分寺市本町3-13-15 三多摩医療生協会館内 TEL(0423)24-1922/FAX(0423)25-2663
- 神奈川●社団法人 神奈川労災職業病センター
230 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーボ豊岡505 TEL(045)573-4289/FAX(045)575-1948
- 新 潟●財団法人 新潟県安全衛生センター
951 新潟県古町通4番町643 古町ツインタワーハイツ2F TEL(025)228-2127/FAX(025)222-0914
- 静 岡●清水地区労センター
424 清水市小芝町2-8 TEL(0543)66-6888/FAX(0543)66-6889
- 京 都●労災福祉センター
601 京都市南区西九条島町3 TEL(075)691-9981/FAX(075)672-6467
- 京 都●京都労働安全衛生連絡会議
601 京都市南区西九条東島町50-9 山本ビル3階 TEL(075)691-6191/FAX(075)691-6145
- 大 阪●関西労働者安全センター
540 大阪市中央区森ノ宮中央1-10-16, 601 TEL(06)943-1527/FAX(06)943-1528
- 兵 庫●尼崎労働者安全衛生センター
660 尼崎市長洲本通1-16-7 阪神医療生協気付 TEL(06)488-3855/FAX(06)488-2762
- 兵 庫●関西労災職業病研究会
660 尼崎市長洲本通1-16-7 医療生協長洲支部 TEL(06)488-3855/FAX(06)488-2762
- 広 島●広島県労働安全衛生センター
732 広島市南区稲荷町5-4 前田ビル TEL(082)264-4110/FAX(082)264-4110
- 鳥 取●鳥取県労働安全衛生センター
680 鳥取市南町505 自治労会館内 TEL(0857)22-6110/FAX(0857)37-0090
- 愛 媛●愛媛労働災害職業病対策会議
792 新居浜市新田町1-9-9 TEL(0897)34-0209/FAX(0897)37-1467
- 高 知●財団法人 高知県労働安全衛生センター
780 高知市薊野イワ井田1275-1 TEL(0888)45-3953/FAX(0888)45-3928
- 熊 本●熊本県労働安全衛生センター
861-21 熊本市秋津町秋田3441-20 秋津レクタウンクリニック内 TEL(096)360-1991/FAX(096)368-6177
- 大 分●社団法人 大分県勤労者安全衛生センター
870 大分市寿町1-3 労働福祉会館内 TEL(0975)37-7991/FAX(0975)34-8671
- 宮 崎●旧松尾鉱山被害者の会
883 日向市財光寺283-211 長江団地1-14 TEL(0982)53-9400/FAX(0982)53-3404
- 自治体●自治体労働安全衛生研究会
102 千代田区六番町1 自治労会館3階 TEL(03)3239-9470/FAX(03)3264-1432
(オブザーバー)
- 福 島●福島県労働安全衛生センター
960 福島市船場町1-5 TEL(0245)23-3586/FAX(0245)23-3587
- 山 口●山口県安全センター
753 山口中央郵便局私書箱18号